

平成 28 年度大阪税関との包括的連携協定に基づく共同研究報告書

## 韓国 of 積極的 FTA 戦略の現状と課題

—日本の通商戦略への示唆—

2017 年 10 月 20 日

大阪市立大学大学院法学研究科 国際経済法研究室

## はじめに

「韓国の積極的 FTA 戦略の現状と課題－日本の通商戦略への示唆－」と題する本報告書は、平成 28 年度大阪市立大学と大阪税関との包括連携協定に基づく共同研究の成果である。本研究の申請当初の研究目的は、次の通りである。

我が国と同様に貿易依存度の高い韓国は、2003 年の FTA ロードマップ策定以来、積極的な FTA 戦略を展開し、多数の 2 国間または複数国間 FTA を締結し、今後もいわゆるメガ FTA・EPA への参加を模索している。しかし、このような FTA 戦略は、各 FTA の貿易待遇の相違により、スパゲティー・ボール現象と呼ばれる貿易環境の複雑化を招き、たとえば、通関業務の複雑化や最適なグローバル・サプライ・チェーンの構築の困難化などの問題を生じている。本研究は、韓国の積極的な FTA 戦略の現状と課題および問題点を分析・検討し、日本の通商戦略およびとくに FTA・EPA 戦略への示唆を得ることを目的とする。そのため、韓国人研究者をメンバーとする共同研究チームを構成し、韓国の産業界、税関などの行政および研究者へのインタビューなどの現地調査を行うものとする。

このような目的のもとで、以下の 6 名からなる研究チームを構成した。

平 覚（大阪市立大学大学院法学研究科教授）

柳 赫秀（横浜国立大学大学院社会科学研究院教授）

福本 渉（増田・飯田法律事務所職員）

中野健一郎（大阪市立大学大学院法学研究科研究生）

金 勁佑（横浜国立大学大学院社会科学研究院博士課程）

茨田陽一（横浜国立大学大学院社会科学研究院修士課程・横浜税関職員）

2017 年 3 月には、韓国実地調査として、ソウル国立大学の研究者、ソウル本部税関、産業経済貿易研究所および韓国中小企業中央会を訪問し、ヒアリングを実施し、また大阪税関において 3 度にわたる共同研究会を開催した。その上で、メンバー各自が関心を有するテーマについて個別研究を行い、それらの成果を本報告書にまとめた。言語の問題から必ずしも十分な分析を行えなかった点もあるが、標題の研究について一定の到達点としてここに示すものである。

最後になって恐縮であるが、本共同研究については、大阪税関の全面的な協力を得ることができた。とくに企画調整室の山下英一氏には多くのことをお世話いただいた。ここに記して厚くお礼を申し上げたい。

研究チームを代表して 平 覚

## 目 次

韓国実地調査（ヒアリング）報告書（福本 渉・茨田陽一）

韓国における FTA 活用のための方策－中小企業向けの対策を中心に－（福本 渉）

韓国の税関行政とその裁量に対する司法審査（中野健一郎）

韓欧 FTA における認定輸出者自己証明制度（平 寛）

翻訳『FTA 活用企業の必須ガイド Business Model 40』（金 勁佑）

# 韓国実地調査（ヒアリング）報告書

作成 福本 渉・茨田陽一

## [日本側参加者]

大阪市立大学大学院法学研究科教授 平 寛

横浜国立大学大学院社会科学研究院教授 柳 赫秀

増田・飯田法律事務所職員 福本 渉

大阪市立大学大学院法学研究科研究生 中野健一郎

横浜国立大学大学院社会科学研究院博士課程 金 勁佑

横浜国立大学大学院社会科学研究院修士課程 茨田陽一（横浜税関職員）

## (1) ソウル税関訪問（3月9日 14:00～16:00）

### ①FTA 執行局長表敬（14:00～14:10）

Jeong Seung-Hwan 氏（Director of FTA Implementation Bureau）

- ・韓国は現在 15 か国と FTA を締結、米・EU・中国という 3 つの大きな市場を含む。
- ・執行事務の複雑化に対応するため、2012 年ソウル税関に FTA 執行局を組織。とりわけ、中小企業が複雑化した FTA に対応するのは大変なことであり、税関が中心となって、多くの団体とのネットワークを構築するよう努めている。
- ・約 100 名で各 FTA の実施に関する業務を実施。

## ○質疑応答

Q 1 多くの団体やネットワークの中でも、特に関税士（通関士）が重要な役割を果たしているということはないか。

A 1 韓国の関税士は、日本の通関士と同じ役割ではないか。特に関税士が重要な役割を果たしているとはいえない。

### ②担当者との意見交換（14:10～16:00）

Lee Kwang-Woo 氏（関税庁 Director of FTA Cooperation Division）

Jeong Seung-Hwan 氏（ソウル税関 Director of FTA implementation Bureau）

Park Sang-Jun 氏（ソウル税関 Director of FTA Management sec.1）

Park Chan Hyung 氏（ソウル税関 FTA Management sec.1）

Chun Mu-Youl 氏（ソウル税関 FTA Management Sec.4/Customs administrator）

○ソウル税関側からの説明（別添資料を基に説明）

- ・ FTA 比率（全輸出入額に占める FTA 締結国との輸出入額の割合）は 67.8%。
- ・ 品目別規則は分類変更、付加価値、加工工程の 3 つの基準。
- ・ 原産地証明書は機関発行と自己証明の 2 種類がある。機関発行は商工会議所が行っている。自己証明よりも機関発行の方が圧倒的に多い。自己証明は EU との FTA で EU 側から求められた制度である。
- ・ 原産地に関する書類の保管は 5 年間（韓中 FTA のみ 3 年間）。
- ・ 輸入申告時に原産地証明書がない場合でも、申告価額が 10 万円以下のものである等一定の基準を満たす場合には FTA 税率を適用可能。その場合には申告後に原産地検証（筆者注：日本でいう事後調査制度と思われる）の対象となる。
- ・ 唯一の FTA 執行官庁として、関税庁は「Yes FTA」と銘打って様々な支援活動を行っている。FTA の専門家がない中小企業等においても自己証明ができるような「FTA-PASS」という支援システムを構築したり、関税庁指定のコンサルタントが企業を訪問し FTA 利用のアドバイスを رفتたりしている。

○質疑応答

Q 2 米韓 FTA 締結以後、関税士（通関士）制度に影響が生じたか？

A 2 出していない。強いて言えば、FTA の増加により通関業務が複雑化し、関税士の需要が増えているものと聞いている。

Q 3 税関が輸出入者と連絡をとる場合、直接接触するのか、それとも関税士を通じて接触するのか。

A 3 関税士を通じて行うケースが圧倒的に多い。大手企業のごく一部は自社で関税士を雇用しているが、電子通関システムの利用も多い。

Q 4 各 FTA について専属の担当者はいるのか？

A 4 特にいない。関税庁では FTA 担当部門は FTA 執行、原産地検証、FTA 協力の 3 つの部署に分かれており、その分担は FTA ごとではなく、アジアやヨーロッパ等の地域ごととなっている。

Q 5 FTA 利用率について民間企業に対するアンケート調査を行っていないか。

A 5 行っていない。利用率については税関に提出される申告書や原産地証明書等に基づ

き確認を行っている。(韓中 FTA についてはやっている。)

Q 6 大手と中小企業とで FTA 利用率に違いは見られるか。

A 6 輸出については大手の方が中小よりも 10%程高く、逆に輸入については中小の方が 15%程高いと聞いている。これは、韓国は加工貿易の国であり、輸入は中小の企業が行う機会が比較的多く、製品として輸出する段階においては大手企業が行うことが多いことが理由であると考えられる。

Q 7 何故韓国は FTA 利用率が高いのか？

A 7 韓国は GDP に対する貿易依存度が高く、大手企業だけでなく中小企業も FTA を利用している。関税庁も「Yes FTA」等の取組みを通じて、中小企業の利用促進のためのコンサルタントを実施している。

Q 8 通関手続に係る不服申立制度はどのようなものか。

A 8 まずは関税庁に不服申立てを行うこととなり、その決定に不満があれば国税不服審判所で、それ以降は裁判で争うこととなる。近年不服申立て事案が増加しているものと聞いている。

Q 9 RCEP について韓国はどうとらえているか。

A 9 TPP については後から加わろうとした経緯もあり微妙な立場であったが、RCEP については当初からの交渉参加国であり、そこから立場は変わらない。現在韓国では、メキシコとの FTA 締結に向けた交渉に集中しているものと考えられる。

Q 10 (韓国側から) 日本は TPP についてどう考えているのか。

A 10 米国が離脱したが、首相は諦めていないと言っている。残りの 11 カ国で、TPP11 を結ぶ交渉を提案しているが、現実問題として進展は難しい。日本としては、農業に対する圧力が強まるおそれがあるため、米国との 2 国間での協議は行いたくないと考えている。これに対し、RCEP は急速にクローズアップされつつあり、今後のメガ FTA の中心的な交渉のテーマとなってくる可能性がある。

## (2) 産業経済貿易研究所 Koh Joon-Sung 氏 (3 月 9 日 16:30~18:00)

Q 11 関税庁や税関では FTA に関する啓蒙活動が行われているが、それ以外に政府として FTA 活用率を高める政策を何かとっているか。

A 11 7~8 年前から、原産地に関する情報を主に中小企業向けに提供する原産地管理士という資格が設けられ、企業に対する情報提供を行っている。原産地管理士はもと

もと民間の資格であったが、関税庁傘下の国際原産地情報院（[www.origin.or.kr](http://www.origin.or.kr)）という半官半民の組織がこれを拾い上げた形となっている。大企業の中には、自社の社員として原産地管理士資格を持つ者を雇用する例も見られる。

Q 12 FTA の活用率について教えてほしい。

A 12 韓国貿易協会（KITA）がデータ管理を行っている。活用率が最も高いチリは約 80%、低い ASEAN は約 32%である。EU等は当初から活用率が高いが、ASEAN では相手国で恣意的な通関が行われる等の理由により活用率が低いままとなっている。ASEAN については、活用率を高めるための方策として、電子申請等を進めていくことが考えられている。

Q 13 FTA 比率が高い（約 67%）政策を採用する理由は。

A 13 まず、韓国は日本よりも貿易依存度が高いことが挙げられる。また、1998 年のアジア金融危機が一つのきっかけとなり、それまで障害となっていた農業問題を乗り越え、国を救うための一つの処方箋として FTA を導入することとなったといえる。他方、一般の貿易支援政策と別に農業のための特別支援法を制定して、FTA により発生する被害に対応した。農業経済研究所の試算によると、韓チリ FTA においては、ブドウ農家に 9,000 億ウォン（約 900 億円）の被害が出るものと事前に予想されていたものが、実際には 3,700 億ウォン（約 370 億円）しか被害が生じなかった。

Q 14 次の FTA 相手国のターゲットはメキシコか。

A 14 それ以外にも、例えば日本は RCEP を通じて交渉を行っていくであろう。日中韓 FTA は、今回の THAAD 問題もあり交渉は停滞が予想される。またイスラエル、ロシア、中南米諸国とも交渉を行っていくであろう。アフリカ以外については、2 国間 FTA が中心である。とりわけ、トランプ政権はメガ FTA に否定的な立場であるので、韓国としても二国間 FTA を推進する方向性で問題ないのではないか。

Q 15 日韓 FTA についてはどう見ているか。

A 15 日韓 FTA がうまくいかなかったのは、日本が農業対策について高いクォリティの話を持ってこなかったことが原因と考えている。その状態では韓国としても FTA を締結する意味はあまりない。

(3) 韓国中小企業中央会 (3月10日 10:30~12:00)

対応者 Kim Tae-Hwan 氏 (Trade Policy Department/Chief of Department)

Kim Hyeong-Woo 氏 (Trade Policy Department/Manager)

Q 16 多数の FTA の存在により韓国企業、特に中小企業が直面している問題は何か。また、それらの問題に対して韓国企業はどのように対処しているのか。

A 16

①FTA 協定により内容 (原産地決定方式等) が異なるため、どのように対応するかが問題となる。

②同じ貨物でも HS 分類が韓国国内のものと相手国のものと異なることがあることも問題

③米国・EU との FTA は自己証明制度であり、大企業や中堅企業であれば、これに対応できる社内スタッフがいるが、中小企業にはそのようなスタッフがいないので、関税庁や関係機関の支援を受けて対処している。

Q 17 韓国企業が認識している FTA のメリットは何か。例えば日本企業の回答例は以下のようなものであるが<sup>1</sup>。

①関税撤廃による調達コストの低減

②日系企業の事業拡大による売り上げ増 (外資規制の緩和を除く)

③外資規制の緩和

④相手国の関税撤廃による輸出競争力の強化

A 17 一番は相手国の関税撤廃による輸出競争力の強化であり、次いで関税撤廃による調達コストの低減が挙げられる。ただし、中小企業にとっては、①と④は同じことではないかと思う。FTA は大手企業にとってはメリットが大きいですが、中小企業は元々国内の取引が多いので、中小企業には FTA 活用によるメリットを見つけることは難しい。

Q 18 関税士の利用状況はどうか。また、関税士の役割は何か。

A 18 関税士は FTA のことをよく知らない。3年前ぐらいに原産地実務士という資格ができたのは、そのような状況に対応するためではなかろうか。中小企業には原産地実務士が正確な情報を提供してくれている。自らのスキルアップのため取得している者が多いと聞いている。試験はそこまで難しくないのである。

輸入通関の際は関税士・原産地管理士を利用することがほとんどであり、FTA-

---

<sup>1</sup> 以下、日本企業の回答例は、2014年版通商白書による。

Pass などの制度を企業が直接利用することはあまりない<sup>2</sup>。

Q 19 中小企業の原産地証明書申請のための書類作成状況はどうか。例えば日本企業の回答例は以下のようなものであるが。

- ①自ら作成している
- ②取引先が作成したもののみ利用している
- ③利用を検討している
- ④利用の予定はない
- ⑤分からない
- ⑥対象となる国・地域や品目の取引がない

A 19 ①の回答のように、自ら作成するため、困っている。関税士は税関との問題について扱う資格であるので、原産地証明に関する書類の作成には原産地実務士が当たっている。

韓国には FTA PASS というオンライン・システムがあり、これが中小企業への助けとなっている。具体的には、FTA 毎の原産地に関する情報がとれる。ただし、少し複雑化してきており、改善しようとしてつめているところである。

この点、アメリカや EU は、自己申告制度であるので簡便である。ASEAN は複雑で、利用が進んでいない側面がある。ASEAN の場合、相手国の関税がすでに低く、2~3%程度の課税の違いでしかなければ、あきらめて FTA 制度を利用せずに輸出している場合もある。

Q 20 FTA 利用上の問題点は何か。例えば日本企業の回答例は以下のようなものであるが。

- ①輸出のたびに証明書発給申請が必要であり、手間
- ②原産地基準を満たすための事務的負担
- ③品目ごとに原産地判定基準が異なり、煩雑
- ④原産地証明書発給にかかる手数料費用
- ⑤原産地判定/証明書発給までの時間が長い
- ⑥社内で FTA 利用の体制が整っていない
- ⑦輸入国通関で、FTA 適用上のトラブルを経験
- ⑧FTA の利用に関する情報が少ない

A 20 韓国企業も日本企業と同じである。他に、大手企業が原産地証明のため、中小企業に対して情報提供を依頼するが、中小企業がついて行っていないという問題点もある。また、FTA では関税は段階的に撤廃されるはずであるが、相手国がこれを守ら

---

<sup>2</sup>原産地実務士は 2015 年に、原産地管理士は 2012 年にそれぞれ制度化された。

ない場合があり、それに対するクレームをどうやっていくかという問題もある。

さらに、現地バイヤーの質の問題もある。現地バイヤーが適切に対応しないため、本来受けることができるはずの関税の低減を受けることができない。韓国関税庁を通して対応してもらっても、相手国の関税当局に対するクレームまでが限界で、結局相手国バイヤーが対応しないので、埒があかない場合がある。

(金会長の個人的意見だが…と断った上で) トランプ政権が二国間 FTA にこだわっているのは結局そこではないか？ 途上国を入れたマルチの FTA を作っても結局途上国では FTA の内容が遵守されないので、マルチの FTA を避けようとしているのではないか？

**Q 21** FTA の情報提供についての意見は？例えば日本企業の回答例は以下のようであるが。

- ①どのようなホームページで情報提供がされているかわからない
- ②ホームページによる情報提供が理解できない
- ③ホームページで提供されている情報と必要としている情報にギャップがある
- ④政府や商工会議所等によるセミナーに、費用がかかることや、時間を割けないことによって参加できない
- ⑤知りたい情報を調べるために時間がかかる
- ⑥現在のもので十分
- ⑦その他

**A 21** 韓国では KITA が FTA 貿易総合支援センターを通じて情報提供している。同センターには中小企業庁、関税庁からもスタッフが派遣されており、様々な地域に機関を有している。

中小企業には有益な情報提供がなされている。大手企業はそもそもこのような FTA 情報の提供は必要ではないであろう。同センターのサイトにアクセスすると、関税率や FTA 協定の全文を見ることができる。しかし情報が多すぎて、活用が難しい面もある。

**Q 22** FTA の利用検討に必要な情報は何か。例えば日本企業の回答例は以下のようであるが。

- ①関税面以外の利用メリット
- ②実際の他社の利用事例
- ③原産地証明書の作成方法
- ④減税を受けるための手続き
- ⑤関税減税額、FTA 締結国と対象品

**Q23** FTA 利用のために参照したホームページは何か。例えば日本企業の回答例は以下のようであるが。

- ①商工会議所（原産地証明書の作成方法・手続きなど）
- ②政府機関（FTA 全般、利用方法など）
- ③業界団体
- ④データベース
- ⑤相手国政府（輸入関税率、締結相手国など）
- ⑥税関（関税率など）

**Q24** FTA 特恵税率利用開始のきっかけは何か。例えば日本企業の回答例は以下のようであるが。

- ①公的機関（政府機関や商工会議所等）の FTA セミナーやアドバイス等で関税メリットを知った
- ②輸出先（日系企業）の要請
- ③輸出先（外国企業）の要請
- ④国内取引先の要請
- ⑤社内からの提案
- ⑥業界団体によるホームページやセミナー等による情報提供やアドバイス
- ⑦マスコミ報道、業界紙、FTA 関連の書籍
- ⑧コンサルタントからの提案
- ⑨地方銀行・信用金庫などの金融機関からの提案
- ⑩その他

**Q25** FTA の利用検討を行っている部署は何か。例えば日本企業の回答例は以下のようであるが。

- ①自社（統括、企画部門）
- ②自社（事業部）
- ③現地法人（拠点統括）
- ④現地法人（生産・調達拠点）
- ⑤物流関係の企業
- ⑥納入先企業
- ⑦調達元企業
- ⑧その他
- ⑨ない

A 22～25（まとめて回答） 中小企業にとっては、情報が得やすければ FTA の利用が進むというような問題ではないと思われる。中小企業は多くの場合取引先から要求されて初めて FTA を利用しようとすることが多い。

例 1 取引先の大手企業が、FTA を利用した輸出のために中小企業に対して、必要な書類の提出を求めてくる。

例 2 輸出相手国のバイヤーが FTA 利用のための書類の提出を要求してくる。

こうした事態になって、初めて品目分類等を調べ始めているというのが実情である。例 2 の場合でいえば、取引先のバイヤーが FTA を利用しないと言えば、その通りにするだろう。

Q26 原産地証明書取得のための書類を作成している部署は何か。回答例としては以下のものがあるが。

- ①自社（統括、企画部門）
- ②自社（事業部）
- ③現地法人（拠点統括）
- ④現地法人（生産・調達拠点）
- ⑤物流関係の企業
- ⑥納入先企業
- ⑦調達元企業
- ⑧その他
- ⑨ない

A26 おそらく①や②という回答は、機関発給の場合を想定していると思われるが、中小企業には難しい点もある。

ASEAN に機械を輸出する場合、20～40%の付加価値基準を満たさなければならないとして、だいたい 2 万点の部品が域内産であることを証明しなければならない。これは入力だけで大変なので、あきらめたというエピソードもある。

Q27 税関の決定についての不服申立て制度はあるか。またその利用状況は？

A27 中小企業中央会として回答すべきは制度がどのようになっているかよりも、利用状

況の点ではないかと考えるので、そちらを中心に回答するが、不服申立ての原因となる事由は実に様々で、一概には説明できないが、手続が難しいから中小企業は不服申立て制度を活用できないのではないかとわれれば、必ずしもそうではない。概して輸入に関しては問題はあまりない。輸出の時に相手国が途上国であると、問題が生じる場合がある。

**Q28** 不服申立て制度において、どのような争点が提起されているか。

**A28** HS 分類が国によって、特に途上国相手で異なることがあり、不服申立ての対象となることがある。例えば、生の小豆は関税が高いが、茹でてあれば加工食品として関税が低いというような場合に、少しだけ茹でてあればどちらになるのか、業者としては茹でてある方の HS、税関は生の HS であると主張して紛争事案となるケースがあったと聞いている。

**Q29** 中小企業と大手企業が海外との取引で契約を結ぶとき、原産地証明ができないとその分の額を負担しろと言われてたりするケースはあるのか。

**A29** 大手と取引する中小企業は 1 箇所だけではないので、それを契約の条件とすることにはあまり意味はなく、考えにくい。

# 韓国における FTA 活用のための方策

— 中小企業向けの対策を中心に —

福本 渉

## I. FTA 制度と原産地規則

### A. 自由貿易体制における地域統合

WTO は、一般的最恵国待遇原則に基づき、自由貿易体制を拡大することを原則とし、第二次世界大戦前のブロック経済や差別的な経済政策に対する反省から生まれたものである。従って、加盟国の一部のみで自由化を進める自由貿易地域や関税同盟<sup>1</sup>が WTO のような自由貿易体制に適合的であるのかどうかについての懸念も生じうるところではある。

しかし、現在ではこのような自由貿易地域や関税同盟は GATT24 条の要件を満たす等すれば認められるとされ、むしろ自由貿易を推進するものであるという考え方が多数を占める。

とはいえ、WTO という全世界的な自由貿易体制が存在する上にさらに別の自由貿易のための制度が作られるということは、実際にこれを活用する国内企業、とりわけ中小企業には困難な事態が生じうることも予想される。本稿においては、このような中小企業にとって活用可能な制度であるのかどうかという観点から、多数の二国間 FTA が締結されている状況

---

<sup>1</sup> BELA BALASSA, THE THEORY OF ECONOMIC INTEGRATION 2 (1961)は、経済統合を域内政策の統合の度合いに応じて自由貿易地域、関税同盟、共同市場、経済同盟、完全な経済統合の 5 種類に分類し、自由貿易地域はなお参加各国が独自の関税を維持するのに対し、関税同盟においては域外国に対する関税も統一されることとする。同書のように、域内政策の統合度合いに応じて経済統合を分類するのは、今なお明快な分類基準であろう。同書の分類を採用するものとして、松村敦子「地域貿易協定と WTO」松下満夫『WTO の諸相』（2004 年）。

ただし、現在では関税の撤廃のみでは自由貿易を推進することはできず、自由貿易の妨げとなる制限的通商規則の廃止も必要であることから、GATT24 条 8 項では、関税同盟と自由貿易協定とともに域内の関税その他の制限的通商規則を実質上すべての貿易について廃止しているものとする。その上で、域外国との貿易の実質的な部分について関税のみならず「その他の通商規則」（同 2 項）まで統一しているものを関税同盟、そうでないものを自由貿易地域と定義している。

なお、24 条 8 項では、自由貿易地域は「構成地域の原産の製品の構成地域間における実質上のすべての貿易について」関税その他の制限的通商規則を廃止するものとするのに対し、関税同盟は「同盟の構成地域間の実質上すべての貿易について」廃止するか、自由貿易地域と同様、原産品のみについて廃止するかのいずれでも関税同盟と呼びうるとする。

自由貿易地域の関税・制限的通商規則の廃止が原産品に限られることの必然性については、後掲注 2 を参照。

についての検討を行う。そのために、近年二国間 FTA を積極的に推進している韓国の事例を中心に上げたい。

なお、我が国が締結している条約については、EPA あるいは経済連携協定という呼び名が一般的であるが、本稿では韓国の政策を中心に検討するため、韓国での一般的な呼称である自由貿易協定(자유무역협정)の略称である FTA で以下統一するものとする。

## B. FTA 制度における原産地規則

FTA 制度において、原産地規則は不可欠である。今、A、B 二つの国が FTA ないし関税同盟を締結しているとして、関税同盟であれば、域外関税が統一されるため、A、B いずれの国境で輸入されようと同率の関税が課され、域内を移動する限りで一切の関税が賦課されないとしても何ら問題は生じない。

これに対して FTA においては、A、B 両国の関税が異なるため、仮に A 国関税が B 国関税よりも低ければ、当該 FTA への輸入はすべて A 国を経由することとなり、B 国の関税収入を害することとなる<sup>2</sup>。

このような事態を回避するために原産地規則が必要とされる。原産地規則を満たさない輸入品に対しては、A・B 間の国境でこれまでと同じように関税を課するというわけである。

しかし、そこで定められる原産地規則は複雑なものとなりがちである。

一般的に、原産地決定基準は完全生産基準と実質変更基準の 2 種類に分類され、さらに実質変更基準は、関税番号変更基準、加工工程基準、付加価値基準に分類される<sup>3</sup>が、一つの FTA において、どれか一つのみが使われるということはない。関税番号変更基準は輸入原料・部品と域内で製造された完成品の分類が異なれば、域内で産品とみなすというものであるが、その分類は「商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約」第 1 条(a)に定められる商品の名称及び分類についての統一システムに基づき決定される。しかし、これは非常に精緻な分類となっており、とりわけ中小企業にとってはこのような知識・情報を有する部門を社内に設置しておくことは困難ではないかと考えられる。

また、原産地決定基準としては付加価値基準も多く用いられるところであるが、条約が政治的な妥協の産物としての側面を有する以上、その内容は複雑になりがちであるし、また、実際の条約の運用にあたっては、FTA の利用のために付加価値を証する書面の提出等が必要になってくることから、とりわけ中小企業がこうした制度を上手く活用できず、FTA の利用率が下がるのではないかと懸念が生ずる<sup>4</sup>。

冒頭で述べたとおり、FTA 制度にとって原産地規則は不可欠なものであるが、原産地規

<sup>2</sup> 木村福成・椋寛編『国際経済学のプロンティア』(2016年) p.405、中川淳司・清水章雄・平覚・間宮勇『国際経済法 第2版』(2012年) p.250-251 間宮勇担当部分

<sup>3</sup> 小室程夫『国際経済法』(2011年) p.259。

<sup>4</sup> 中小企業が上手く FTA 制度を活用できないのではないかと懸念を示すものとして、大矢根聡・大西裕編『FTA・TPP の政治学』(2016年) p.141 大西裕担当部分。

則が複雑にならざるを得ないことを考えれば、それにより個々の FTA の利用率は下がり、多数の 2 国間 FTA が並立した状態においては、全体としてむしろ自由貿易を阻害するのではないかという疑問が生じる。

また、ここでいう複雑さは、とりわけ中小企業にとっては大きな問題となると予想される。

## II. 複雑化した FTA の帰結

直観的には、複雑化した FTA は中小企業には活用が難しいと考えられ、中小企業の活用が進まないが故に、FTA 全体の利用率が下がるのではないかと考えられる。この点につき、経済学の議論がどのようになっているかを、まず見てみたい<sup>5</sup>。

### A. 経済学における議論

完全競争下における市場価格は需要供給曲線によって説明される。完全競争の下ではすべての企業が価格支配力を持たないプライス・テイカーとなるので、供給曲線は価格に応じて供給量が決まる曲線となる。これに対して需要曲線は、原産地規則の影響を受けることとなる。

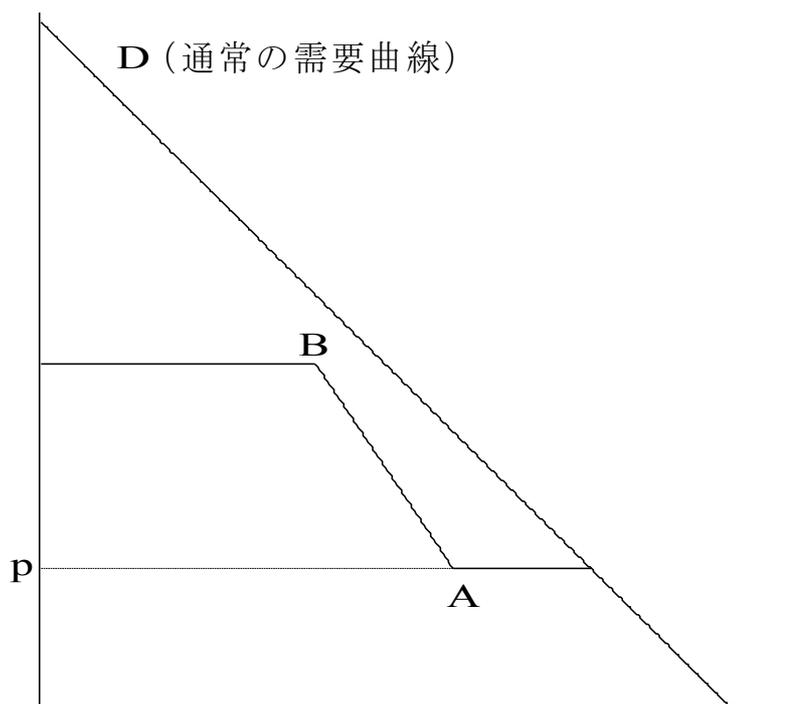
まず、現在の輸入品の価格が  $p$  であるとする。原産地規則が無ければ、輸入品よりも高い国内産品に対しては需要がゼロとなるはずである。しかし、原産地規則があることにより、輸入品よりも高価であっても、一定程度の国内産品が購入されることになるので、ある程度の需要が見込まれることになる(A)。しかし、原産地規則があるからといって、輸入品に比べて国内産品がどれほど高価であっても購入されるということにはならないから、ある価格以上では国内産品に対する需要はゼロとなると考えられる。

---

<sup>5</sup> 以下の議論は、Jiadong Ju and Kala Krishna, Regulations, regime switches and non-monotonicity when non-compliance is an option: an application to content protection and preference 77 Economic Letters 315-321 (2002)に寄るものである。

従って、原産地規則を有する国家の市場における需要曲線を、原産地規則の厳しさを表す数値  $k$  の関数  $P(k)$  とすると、図 1 のようになる。

図 1



ここで、原産地規則の内容がより厳しくなった事態を想定してみると（図 2）、以下のよう  
な影響が出ると考えられる。すなわち、輸入品価格と同価格帯では、厳しくなった原産地  
規則の内容に合わせて、より多くの需要が出ると考えられるが、代わりに、より厳しくなっ  
た原産地規則に対する遵守の動機が下がるため、国内産品に対する需要がゼロとなる価格  
はより低いものとなる（ $P(k) \rightarrow P(k')$ ）。

図 2

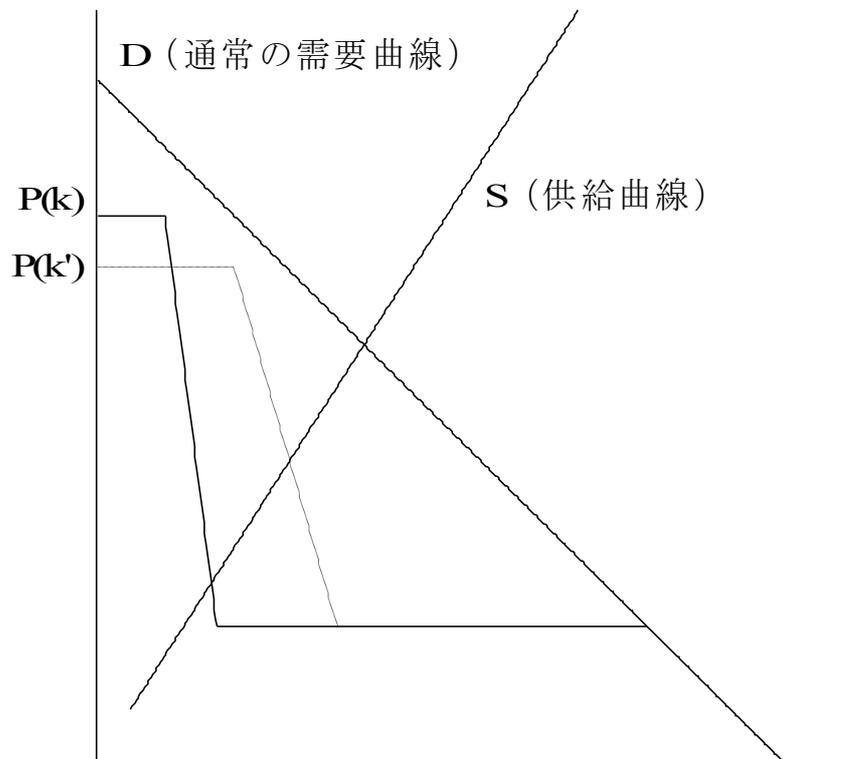
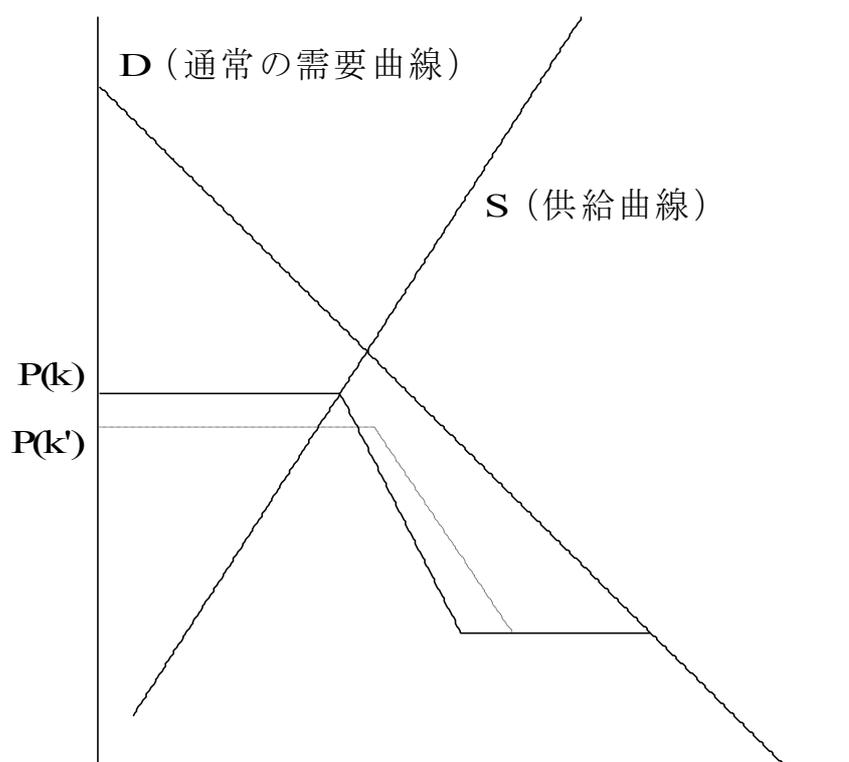


図 2 上で供給曲線との交点を考えると、原産地規則の内容が厳しい方が、より高い市場価格で多くの需要を生む結果となる。ところが、原産地規則の内容がある程度以上に厳しくなると（図 3）、原産地規則が厳しくなれば、需要は逆に減ることとなる（ $P(k) \rightarrow P(k')$ ）。

図 3



以上のように、経済学からは、原産地規則の内容が厳しければ、一部の企業しか FTA を利用しなくなると証明されているのである。

## B. 日韓 EPA・FTA の内容

次に、日韓の FTA の内容を比較してみよう。2017 年 9 月現在で、日本と諸外国との間で締結済みの FTA は 16、これに対して、韓国が締結している FTA は 15 である。これらの内、日本と韓国で締約相手国が同じものは、シンガポール、ASEAN、インド、ペルー、オーストラリア、チリの 6 カ国・地域である。

まず、韓国の FTA の利用率であるが、これは 2016 年の年間ベースで、以下のような

っている<sup>6</sup>。

表 1 2016 年度輸出実績（韓国）

国名・地域名	活用率
ASEAN	52.3%
EFTA	80.4%
EU	84.8%
インド	65.8%
オーストラリア	77.4%
カナダ	89.1%
コロンビア	17.4%
中国	33.9%
チリ	78.6%
トルコ	80.4%
ニュージーランド	31.8%
米国	75.6%
ベトナム	36.9%
ペルー	83.3%
総計	63.8%

表 2 2016 年度輸入実績（韓国）

国名・地域名	活用率
ASEAN	73.5%
EFTA	56.8%
EU	72.1%
インド	56.0%
オーストラリア	79.2%
カナダ	75.1%
コロンビア	66.4%
中国	58.1%
チリ	99.3%
トルコ	65.9%
ニュージーランド	87.3%
米国	70.7%
ベトナム	88.2%
ペルー	77.5%
総計	69.6%

ここでいう利用率の算出方法は、輸出については、FTA 証明書発給実績／FTA 特恵対象品目輸出実績×100、輸入については、FTA 協定税率適用実績／FTA 特恵対象品目輸入実績×100 という計算方法で算出されている。

これに対し、日本の FTA について同じ種類の統計データは存在しないが、JETRO が作成した「2016 年度日本企業の海外事業展開に関するアンケート調査」<sup>7</sup>で、調査対象企業の中で、「FTA を利用している」とアンケートに回答した企業の割合が掲載されているので、それらの中から日韓共に FTA を締結済みの国・地域についてそれぞれ見ていくと、インドが 31.0%、ペルーが 35.9%、オーストラリアが 27.3%、チリが 57.5%となっている（

<sup>6</sup> FTA 활용률,

<http://www.customs.go.kr/kcshome/ftaportalkor/ftaTrtyManage/ExportAgreeFtaUseRate.do?layoutMenuNo=32131&cnvnNm=ALL> (last visited Sep. 19, 2017)

<sup>7</sup> 独立行政法人 日本貿易振興機構 海外調査部 国際経済課『2016 年度日本企業の海外事業展開に関するアンケート調査～JETRO 海外ビジネス調査～』（2017 年）p.61

表 3)。

表 3 日韓両国とも FTA を締結している地域における日本企業の FTA 活用率（アンケートに基づく）

ASEAN	※
インド	31.00%
ペルー	35.90%
オーストラリア	27.30%
チリ	57.50%

※ASEAN 全体についてのアンケートはなく、タイ 51.7%、ベトナム 37.0%、インドネシア 42.9%、マレーシア 35.0%、フィリピン 20.7%、その他 ASEAN30.0%となっている。

日韓両国のデータは、それぞれ統計の取り方が違うため、単純に比較することはできないが、日本の利用率は、韓国に比べて低くなっているであろうことが予想される。

とりわけ、韓国・ペルーの FTA 発効日は 2011 年 8 月 1 日、韓国・オーストラリアの FTA 発効日は 2014 年 12 月 12 日と発効から比較的短期間しか時間が経過していないにもかかわらず、FTA 利用率は、輸出に関してそれぞれ 83.3%、77.4%と高い水準を達成しているのに対し、日本とそれら両国との間の FTA はそれほど高い利用率を示していない。

ところが、オーストラリア及びペルーとの FTA の内容が、日韓で大幅に異なるということはない。

例えば、オーストラリアとの FTA であるが、まず、日韓両国の対オーストラリアの貿易額を見てみると、2016 年の日本からオーストラリアへの総輸出額は 14,335,579K US\$<sup>8</sup>、これに対して韓国の総輸出額は 7,500,619K US\$<sup>9</sup>である。

この内、日韓ともに取引額が大きい自動車<sup>10</sup>に関する取引について、日豪間の FTA では、関税番号変更基準と付加価値基準が用いられ、付加価値基準の計算方法としては、FOB 価格から非原産材料価格を引いた金額を基準に原産地材料の割合を算出する方式をとっている。そこでは、自動車関連の付加価値基準については、原産材料が 40%を占めなければならないという基準が設けられている<sup>11</sup>。

<sup>8</sup> OECD (2017), International Trade by Commodity Statistics, Volume 2017 Issue 1: Australia, Canada, Japan, Norway, Switzerland, United States, OECD Publishing, Paris.

<http://dx.doi.org/10.1787/itcs-v2017-1-en>

<sup>9</sup> OECD (2017), International Trade by Commodity Statistics, Volume 2017 Issue 4: Denmark, Greece, Hungary, Korea, Mexico, Spain, OECD Publishing, Paris.

<http://dx.doi.org/10.1787/itcs-v2017-4-en>

<sup>10</sup> 前掲注 8。日本からの輸出が一番多いのは第 87 類に当たる「鉄道用及び軌道用以外の車両並びにその部分品及び附属品」であり、輸出額は 6,792,418K US\$、割合にして 46.5436%である。第 87 類は韓国では二番目に多く、2,132,938K US\$であり、総輸出額に占める割合は、26.3334%である。

<sup>11</sup> 経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定第 3.5 条及び同附属書 2。

韓国で最も多いのは第 27 類の「鉱物性燃料及び鉱物油並びにこれらの蒸留物、歴青物質並びに鉱物性ろう」であり、2,956,276K US\$で 36.4985%、これについて日本は 1,887,634K US\$で 12.9346%と 2 番目に高い割合を示している。韓国・日本ともに 3 番目に多いのは第 84 類の「原子炉、ボイラー及び機械類並びにこれらの部分品」でそれぞれ 910,839K US\$で 11.2453%、1,714,679K US\$で 11.7495%である。87 類の輸送車両と合わせると、日韓いずれも対豪貿易額の 70%を超える部分がこれらによって占められる。

これらの製品についても、韓豪の FTA では関税番号変更基準のみが認められているにもかかわらず日豪の FTA では付加価値基準 40%が認められているものがあり、日本の原産地規則の方が厳しいというわけではない。

にもかかわらず、日韓で利用率に大きな差が出ているというのは、制度の運営において何らかの違いがあるからではないかと考えられる。

これに対して、韓豪 FTA も同様に、関税番号変更基準と付加価値基準を用いるが、付加価値基準に関しては、品目に応じて積み上げ方式で 30%または減算方式で 40%の基準が用いられ、日豪よりはやや緩い基準となっている<sup>12</sup>が、大きな違いは無い。

一方、ペルー輸入で最も多いのは日韓ともに HS コード 8703 の「乗用自動車その他の自動車」であり、これに対するペルーの関税は 6%であるが、韓国からの乗用車輸出が 1000CC クラスのものから 3000CC 以上のものまで幅広く輸出されているのに対し、日本からの輸出は 1500CC から 3000CC のもののみが突出しており、それに続くのは非課税の輸送用車両または貨物用車両である（韓国からのこれらの車両の輸出額は日本よりも少ない）<sup>13</sup>。これら車両に対する原産地規則は、日本とペルーの FTA では原産資格割合が 45%であることが要求される<sup>14</sup>のに対して、韓国とペルーの FTA では、積み上げ方式で 35%または減算方

---

そこでは、原産資格割合 (QVC) を求める計算式として、
$$QVC = \frac{FOB - VNM}{FOB} \times 100$$
 が用いられている (VNM は非原産材料価格)。

<sup>12</sup> Free Trade Agreement between the Government of the Republic of Korea and the Government of Australia, Art. 3, Apr. 8, 2014. 同条約によれば、積み上げ方式として、

$$RVC = \frac{VOM}{AV} \times 100$$
 (VOM は原産材料価格。AV は域内で製造された完成品等の価格を表

すが、FOB を基準にしている)、減算方式として 
$$RVC = \frac{AV - VNM}{AV} \times 100$$
 を用いる (VNM は非減算材料価格であり、AV が FOB の利用を基本とするため、日本・オーストラリアの FTA とほぼ同じ基準と考えられる)。

<sup>13</sup> [http://www.sunat.gob.pe/estad-comExt/modelo\\_web/anuario16.html](http://www.sunat.gob.pe/estad-comExt/modelo_web/anuario16.html) (last visited Sep. 19, 2017)

<sup>14</sup> 経済上の連携に関する日本国とペルー共和国との間の協定第 41 条及び附属書 3。計算方法は、注 6、オーストラリアとの条約に同じ。

式で 45%となっていて<sup>15</sup>、大きな違いは無い。日本からの乗用車の輸出が 1500CC から 3000CC のものに限られている点は、FTA 制度が活用されていないことが原因なのではないかとの疑念が生じる。

### III. 韓国の対応

II 章で述べたように、多数の二国間 FTA が存在する状況下では、中小企業による FTA 活用が進まないため、全体として FTA の活用率が下がるのではないかと考えられるが、実際の韓国では我が国よりも高い活用率を示している。

そのために、韓国ではどのような施策がとられているのであろうか<sup>16</sup>。

#### A. 韓国における FTA 利用推進策

韓国においては、過去何度か FTA 活用率を上げるための施策がとられている<sup>17</sup>。2010 年 7 月の『成長動力創出のための FTA 活用支援総合対策』においては、原産地証明書発給の簡素化に加え、さまざまなコンピューター・ネットワークを活用した施策が打ち出された。例えば、韓国関税庁は FTA-PASS と呼ばれる原産地認定・証明書発給・書類保管等の原産地管理業務を電子的に処理できるソリューションを作成した。

この点に関してはさらに、電子通関システム利用の際の FTA 特恵税率や原産地基準の情報提供を初めとした、様々な FTA 情報の提供を、インターネット等によって行うこととなった。

また、地域 FTA 活用支援センターといった新しい組織の設立等を通じて、情報提供や教育のための人的リソースの確保等が行われた。

---

<sup>15</sup> Free Trade Agreement between the Republic of Korea and the Republic of Peru, Art. 3.3, Mar. 21, 2011. 計算方法は、注 7 のオーストラリアとの条約とほぼ同じで、AVではなく、FOBを使用するとのみ書かれている点が異なる。

<sup>16</sup> 韓国が国を挙げての自由貿易政策への転換を図れた理由として、1997年のアジア通貨危機に際し、IMFから自由主義改革を迫られた点を挙げる説に対し、大西前掲書注4では、IMFが発言権を有していたのは金大中政権の初期であることから（同書 p.125）、むしろ農民団体がすでに圧力団体として機能できないほど弱体化している点や、韓国内の支配的言説が貿易自由化が不可欠であるとなった点を重視すべきではないかと主張する（同 p.140）。

しかし、今回の現地調査においてはアジア通貨危機を自由貿易政策への転換の理由として挙げる意見が散見された。アジア通貨危機に際し IMF の介入を招いたことが、その後も大きなショックとして国内政治に影響を与え続けているのかもしれない。アジア通貨危機の際の IMF の対応の厳しさについては、小浜裕久『ODAの経済学 第3版』（2013年）p.159-160

<sup>17</sup> 韓国政府の施策について、総合的に検討したものとして、宋俊憲・久野新「韓国における企業向け FTA 利用促進政策の現状と日本への示唆」ERINA REPORT No.126（2015年）。

ところが、これら諸策にもかかわらず、2013年には中小企業の FTA 活用率の低さが問題となり、『中小企業の FTA 活用促進のための総合対策』が策定されている。

そこでは、従来のコンピューター・ネットワークを活用した支援策から、より人的リソースを活用した施策が打ち出され、大学での「FTA ビジネス修士課程」の創設や、民間資格を後に関税庁が公認した「原産地管理士」の拡充等が唱われた<sup>18</sup>。

## B. 資格制度の拡充

以上で述べたとおり、FTA 活用率上昇のために、韓国ではコンピューター・ネットワークを通じたソリューションの開発や情報提供といった施策がまず行われた。ところが、中小企業の FTA 活用という観点からは、これら施策は不十分と考えられ、より人的な支援を拡充する施策が行われ、「FTA ビジネス修士課程」の創設や、「原産地管理士」の拡充により中小企業の FTA 活用率を上げることが狙われたようである。

わが国の通関士と同様、韓国の関税士も資格取得には FTA の知識が不要であることから、関税士に FTA の知識をつけさせることで、中小企業の FTA 活用率を上げようとしたことは多少効果があったようで、韓国の関税士で自らの業務範囲を広げるために原産地管理士資格を取得しようとする動きはあったようである。

ところが、2014年には早くも「FTA ビジネス修士課程」の実務家としての有効性について疑問視する声が上がりはじめ、また、受験資格の拡大や試験回数の増加といった制度変更にもかかわらず原産地管理士の合格者がさほど増えていないことが問題点として指摘されていたようである<sup>19</sup>。

これに対して韓国では、原産地実務士(원산지실무사)という資格が 2015年から新設されている。同資格は原産地証明の作成等を担う資格で、特に中小企業を支援するための資格として構想されている<sup>20</sup>。

原産地管理士と原産地実務士の試験科目の違いは以下の通りである<sup>21</sup>。

---

<sup>18</sup> 前掲注 17 p.16

<sup>19</sup> 前掲注 17p.17

<sup>20</sup> 원산지실무사소개

<http://www.ftaedu.or.kr/lu/qfeStdExaminationTwo.do?m=getIntroductionTwo> (last visited Sep. 19, 2017)

<sup>21</sup> <http://www.ftaedu.or.kr/lu/qfeStdExamination.do?m=getIntroduction> (last visited Sep. 19, 2017)

○ 原産地管理士

	科目	出題分野
1 時間 目 (60 分)	FTA 協定及び法令 (25 問)	○FTA の理解
		○FTA 関税特例法
		○原産地証明制度
		○原産地認証輸出者制度
		○原産地調査
		○原産地事前審査
		○秘密保持義務、不服申立、違反者に対する制裁等
	品目分類 (25 問)	○HS 品目分類制度
○関税率表通則		
○関税率表各部・類・注 分類原則と品目分類等		
2 時間 目 (60 分)	原産地決定基準 (25 問)	○原産地概要
		○FTA 特恵関税適用条件
		○一般基準
		○品目別基準基準等
	輸出入通関実務 (25 問)	○関税の概要
		○関税法一般
		○輸出入通関
		○保税区域管理
		○保税貨物管理等

○ 原産地実務士

	試験時間	科目	出題分野
理 論	09:30～ 10:30 (60 分)	第 1 科目:FTA 原産地地理 論 (25 問)	○FTA の概要(意義, 原産地, 法的根拠)
			○品目分類と FTA 原産地基準
			○輸出入通関と FTA 協定
			○原産地制度の理解(原産地制度, 表示等)
			○原産地決定基準(適用要件, 基本原則, 品目別基準等)
			FTA 原産地実務

		第 2 科目: FTA 原産地 実務 (25 問) ※ 原産地管理システム の活用を含む	○原産地決定基準適用事例に対する理解
			○原産地判定のための情報の区分及び収集
			○原産地証明書の作成
			○認証輸出者審査資料の作成と管理
			○原産地証明関連保管書類の区分と管理
			原産地管理システムの活用
			○原産地情報管理システムの理解
			○原産地情報データの区分と作成
			○作成された原産地情報データの入力
			○原産地管理システム活用原産地証明書類作成
		○原産地情報及び原産地証明書類のネットワーク送信	
実務	6 時間	原産地管理システム 実務教育	PC 活用実習の教育

原産地管理士が高度な知識を必要とする資格であるのに対し、原産地実務士の試験科目の中には、原産地管理システムの活用も含まれており、コンピューター・システムを準備しても活用が難しかった中小企業のために、システムの利用それ自体を専門に行う人材を準備したと考えられる。

原産地実務士制度はまだ始まったばかりであり、その評価は現段階では時期尚早であるが、既に中小企業向けに書類作成等の業務で支援を行っているようである。

#### IV. 我が国への示唆

一つのメガ FTA による自由貿易体制の推進に比べると、多数の二国間 FTA が並立した状態は、中小企業にとっては活用が難しく、そのことが FTA 活用率の低下につながるのではないかとの懸念は、韓国においては、解決の方向が模索され、一定程度の効果が上がっているように思われる。

韓国における施策は、まずコンピューター・システムを利用したソリューションの提供やネットワークを通じた情報提供といった点から始まった。こうした施策はわが国の税関でも行われており、電子通関システムの拡充、インターネットを通じた情報提供は今後も引き続き続けられると思われる。この点は、韓国との違いは量的な違いであって、施策の方向性は同じであることから、いずれ我が国においても FTA 活用率の上昇に寄与するであろうと考えられる。

しかし、中小企業の FTA 活用という観点から見ると、こういった施策だけでは必ずしも

効果的ではないのではないかという疑問が、韓国における経験から明らかとなった。

中小企業にとってより効果的なのは、人的リソースを使った支援であろうと考えられる。その場合、公的な機関を新しく設立するという施策もあり得るが、韓国で新しく創設された原産地実務士制度のような資格制度の創設も検討の対象となろう。

特に、FTA 体制の下では、中小企業は取引先の大企業から求められて初めて原産地証明のための準備をするというケースも多々あると考えられる。韓国では、下請け企業に対する大手輸出企業の過度な情報提供要求<sup>22</sup>の防止を目的として第三者証明制度が導入されたとされるが<sup>23</sup>、原産地実務士のような中小企業のためにコンピューター・ネットワークを活用し提出すべき書面の作成を行う資格の拡充があれば、そのような事態の防止にも役立つのではないかと考える。

---

<sup>22</sup> 今回の韓国中小企業中央会との質疑応答でもこの点に関する質問を行ったが、特に大きな問題とはなっていないようである。

<sup>23</sup> 前掲注 17 p.16

# 韓国の税関行政とその裁量に対する司法審査

中野 健一郎

## 目次

- 第1章 問題の所在
- 第2章 米国の繊維および繊維製品に関する原産地規則事件
- 第3章 いわゆる「審査基準(standard of review)」の論点とその歴史
- 第4章 国際司法裁判所が採用した中庸的な審査と採用に至った根拠
  - 1 捕鯨裁判の概要
  - 2 捕鯨裁判で裁判所が採用した審査基準
  - 3 「客観的な合理性」の審査
- 第5章 結論

## 第1章 問題の所在

韓国の税関行政において、税関当局による関税措置（たとえば原産地規則の制定や関税評価の運用など）の裁量権は、どこまで広く認められるであろうか<sup>1</sup>。

韓国の税関行政は、韓国の行政法によって規律される。まず、韓国の行政法の基本原理を概観することにしてしよう。

第一に、韓国の行政法は、植民地時代に適用された日本の行政法の傾向を受け継ぎ、現在もなおドイツの行政法の影響を色濃く残している。第二次世界大戦後、部分的に、米国行政法の影響を受けたものの、全体的にはドイツの行政法を基本とする日本の行政法によく似ている。韓国と日本は、いずれも行政法典というものを持たず、いわゆる行政国家現象の進展により、両国の行政法は、膨大な多数の法令で構成されている。

第二に、韓国の行政救済は、伝統的に損害賠償制度と行政訴訟制度で構成され、両国いずれにおいてもこれに関する法律が定められている。行政上の損害賠償は、韓国と日本、いず

---

<sup>1</sup> 国際経済法における税関当局の関税措置の位置付けについては、松下満雄、米谷三似『国際経済法』（東京大学出版会、2015年）175-206頁、中川淳司『経済規制の国際的調和』（有斐閣、2008年）20-52頁を参照。国境における貿易実務の円滑化という意味での「貿易の円滑化(trade facilitation)」と関税措置の関係については、藤岡博『貿易の円滑化と関税政策の新たな展開』（日本関税協会、2011年）33-123頁、314-341頁を参照。

れにおいても国家賠償法によって規律されている。

第三に、韓国の行政訴訟制度は、行政審判法による行政審判を前審とし、その後、行政訴訟法による行政訴訟を提起することが認められている。韓国において、行政不服審査制度について定める一般法は行政審判法である。これは、それまでの訴願法に代わるものであり、2010年1月25日に全面改正され（法律第9968号）、同年7月26日から施行されている。また韓国の行政訴訟には、抗告訴訟と当事者訴訟とがあるが、中心となるのは、取消訴訟を核とした行政訴訟である。他方で、日本の行政訴訟は、従来韓国と同様の制度であったが、近年の司法制度改革により、行政事件訴訟法の類型規定が増えており、また当事者訴訟について確認の訴えが認められ、一層の充実化が図られている。したがって、韓国の行政法と行政救済の基本原理を見てみると、韓国の税関行政についての訴えは、通常、韓国の行政審判委員会に行政審判を提起し、その後、国内裁判所に行政訴訟を提起するという形態をとるであろう<sup>2</sup>。

しかしながら、二国間の FTA（自由貿易協定）に関する訴えの場合、輸出国が輸入国である韓国に不服を申し出る場合は、韓国の場合、韓国の国内裁判所であろうか。おそらく、FTA という条約が条約の中で規定する FTA の紛争解決手続、または世界 150 数か国が加盟する世界貿易機関（以下、WTO とよぶ）の紛争解決手続が利用される可能性が高いのではないか。

本稿は、FTA の紛争解決手続や WTO の紛争解決手続のような国際的な司法機関が、韓国の税関当局の事実認定や法律解釈や具体的な措置の適用とその際の裁量を、どの程度、制限的に、または積極的に踏み込んで解釈し、認定するのかについて、一定程度、画定することを目的とするものである。

## 第 2 章 米国の繊維および繊維製品に関する原産地規則事件

まず本章では、具体的な例として、米国が採用する繊維製品に関する原産地規則について、インドが WTO の紛争解決手続に訴えを持ち込んだ事件<sup>3</sup>についてみてみることにする。

---

<sup>2</sup> 韓国の行政訴訟法の概要および日韓の法制度の比較については以下を参照した。高翔龍『韓国法（第3版）』（信山社、2016）、兪珍式「韓国行政法に見る‘Paternalism’—行政不服制度を素材にして」宇賀克也、交告尚史編『現代行政法の構造と展開：小早川光郎先生古稀記念』（有斐閣、2016）、申龍徹『韓国行政・自治入門』（公人社、2006年）、朴正勲「韓国の行政訴訟法」尹龍澤、姜京根編『現代の韓国法—その理論と動態』（有信堂、2004）63—86頁。尹龍澤『東アジアの行政不服審査制度—韓国・中国・台湾そして日本』（有信堂、2004年）2—164頁、289—321頁。趙元濟『行政救済—日・韓の制度と現状—』（信山社、2003年）29—280頁。

<sup>3</sup> United States—Rules of Origin for Textiles and Apparel Products, Report of the Panel, WT/DS243/R, 21 July 2003. 本事件に関する評釈として、小寺彰「米国の繊維及び繊維製品に関する原産地規則」経済産業省 HP『WTO パネル・上級委員会報告書に関する調査研

米国の繊維製品に関する原産地規則<sup>4</sup>（以下、米国原産地規則とよぶ）は、①特定国が製造国の場合には、当該国が原産国となること、②より糸等については、紡績が行われた国が原産国となること、③繊維等については、機織国または染色国が原産国となること、④上記の方法によって原産国を決定できない場合は、もっとも重要な部分が製造された国を原産国とすること、を規定している。

申立国であるインドは、次のように主張した。米国原産地規則の採択により、従来は米国においてインド原産ではなかった繊維製品までもがインド原産とみなされるようになり、このことは米国の織物・アパレル産業保護のために使われていることを示しており、WTO 原産地協定<sup>5</sup>を侵害する。これに対し、被申立国である米国は、米国原産地規則は WTO ルールに適合しており問題は生じない、と主張した。

WTO 原産地協定 2 条（b）は次のように規定する。

自国の原産地規則を、関連する通商政策の措置又は手段のいかんを問わず、貿易の目的を追求する手段として直接又は間接に用いないこと（下線部は筆者）

つまり、この条文の趣旨は、原産地規則を国内産業保護、または特定の加盟国の優遇のために使ってはいけないということである。

2003 年 7 月 21 日、WTO 紛争解決機関は、WTO パネル（小委員会）による判断を採択した。判断の要旨は次のようなものである。

第一に、原産地規則の作成・適用については、加盟国がかなりの裁量を有していることに留意する必要がある。

第二に、米国原産地規則は、製造地規則(fabric formation rule)を定めるが、インドが主張するように付加価値基準を採用しなければいけないという要求は WTO 原産地協定にはない。また、当該規則が製造地規則を採用したからといって、米国の意図が国内繊維産業の保護だと結論することはできない。

第三に、米国は、当該原産地規則の目的として、(ア) もっとも重要な製造活動を反映すること、(イ) 輸入数量制限の迂回を防止し、透明性・予測可能性を確保することを挙げる。

---

究報告書』(2003 年度版) 187 - 198 頁。

<sup>4</sup> 米国ウルグアイラウンド協定法 334 条 2.2 条。

<sup>5</sup> 正式名は「原産地規則に関する協定(Agreement on Rules of Origin)」であり、WTO 法の一部である。WTO 法とは、一般に、世界貿易機関 (WTO) を設立するマラケシュ協定 (WTO 設立協定。1994 年 4 月 15 日署名、1995 年 1 月 1 日効力発生。わが国においては、1994 年 12 月 8 日国会承認、12 月 28 日受諾書寄託、同日公布 (条約第 12 条)、1995 年 1 月 1 日発効) およびそれに附属する諸協定のほか、それらから派生した WTO 発足後の加盟国間の合意、WTO 諸機関の内部的決定で法的拘束力のあるもの、WTO と他の国際機関との協定ならびにパネルおよび上級委員会の報告書によって形成された事実上の判例を含む一群の法体系を指す。

まず、米国の原産地規則が採用する（ア）という原則が、米国の繊維産業の保護の口実だと決定する根拠はない。次に、（イ）について、インドは米国の原産地規則が正当な迂回までも妨害するものだと主張し、それに対して米国が「迂回」には確立した定義はないと反論したことに對して、国別繊維輸入数量枠の統一性と実効性を向上させることは不当な目的ではない。

第四に、結論として、米国原産地規則は、保護主義的な目的によって定められたものとは認められず、WTO 原産地協定 2 条（b）に違反しない。またインドの立証は不十分である。

小寺彰教授は、まず、パネルは、原産地規則の制定にあたっては、国家の裁量権が広範に認められたと述べている。さらに、小寺教授は、パネルは、規定の「目的」について判断したが、規定の「効果」や「機能」についてはまったく考慮しておらず、GATT 3 条の「同種の産品(like product)」についての判断と比較すると、パネルによる審査の消極的な態度が目を見せると述べる<sup>6</sup>。

WTO は米国の原産地規則の目的を文字通り規則制定の目的と理解して目的を探り、そのうえで WTO 原産地規則を侵害するものではないと判断したのであって、それ以上、深く、踏み込んで判断することはなかった。他方で、パネルは、目的達成とそのための実施プロセスの「客観的な合理性」は判断しておらず、目的を審査しただけにすぎない。つまり、WTO は、国家の税関行政（原産地規則の制定）の裁量権を広範に認めているということになる。

これまで WTO において、原産地規則が直接の紛争となったのは、本件の米国とインドの紛争のみである。また、FTA の原産地規則に関わる紛争が WTO に持ち込まれたことは、これまでに 1 件もない。

### 第 3 章 いわゆる「審査基準 (standard of review)」の論点とその歴史

国際経済法において、司法審査の範囲に対する研究の蓄積が、この 20 年の間に徐々に深まってきている。本章では、その歴史的な展開からの示唆を得たいと思う。それにより、司法審査の範囲の画定に役立てることとしたい。司法審査の範囲を示す概念として、本稿では、審査基準(standard of review)という文言に注目する。審査基準は、奥脇直也の定義によれば、「後の決定権者が以前になされた決定にどこまで拘束されるか、あるいはどの限度で審査し直すことができるかに関する基準<sup>7</sup>」のことである。審査基準の意味や用法は多様であ

<sup>6</sup> 小寺彰、前掲注 3、197 頁。

<sup>7</sup> 奥脇直也「国際法における主権的裁量の意義変化—捕鯨判決の規範的位相—」『国際法研究』第 4 号（信山社、2016 年）11 頁。さらに奥脇は、「WTO の締約国は、国家主権に基づいて国内措置をとる裁量を一定の範囲で留保しており、WTO 法には紛争解決手続が審査できない領域が残されている」と述べる。同 12 頁。福永有夏『国際経済協定の遵守確保と紛争処理』（有斐閣、2013）267 - 268 頁、Andrew Guzman, Determining the Appropriate Standard of Review in WTO Disputes, 42 Cornell Int'l L.J.45(2009) at 49-

るため<sup>8</sup>、本章では、WTO の紛争解決機関と締約国との間の権限の調整原理としての審査基準に限定して論じる。また、わが国の行政法学においては、審査基準という文言が使用されることは少なく、行政裁量（行政裁量統制）という文言が用いられている<sup>9</sup>。

審査基準という文言の源流は、米国行政法におけるシェブロン原則(Chevron Doctrine)に認められる。1984 年のシェブロン事件米国最高裁判所判決<sup>10</sup>で明確にされたこの原則は、次のようにまとめることができる。まず、審査の第一段階において、裁判所は、争点となっている問題につき議会意図が明確に示されているかを検討し、明示されている場合には、行政機関の法解釈がその議会意図と矛盾するか否かを審査する。そして、議会意図が曖昧な場合には、審査の第二段階として、行政機関の法解釈が「合理的な(reasonable)解釈」であるかどうかを審査する（合理性審査）。合理的であると認められるかぎりには、裁判所は、その行政機関の法律解釈に敬讓を払うべきであるとされた<sup>11</sup>。

その後、国際貿易の場において、上記のシェブロン原則を WTO に持ち込もうという動きが起こり、大きな議論となった。ウルグアイ・ラウンド（1986 年～1994 年）の最終局面に米国政府によってなされた提案は、各国の妥協の結果、受け容れられた<sup>12</sup>。1995 年に妥結されたアンチダンピング協定第 17 条 6 項は、次のように規定され、一度も改正されないまま、現在に至っている。

第 17 条 6 項 17 条 5 項の問題を検討する場合には、次のとおりとする。

(i) (略)

(ii) 小委員会は、この協定の関連規定を解釈に関する国際法上の慣習的規則に従って解釈する。小委員会は、この協定の関連規定が二以上の許容しうる解釈を容認していると判断する場合において、当局の措置がこれらの許容しうる解釈の一に基づいているときは、当該措置がこの協定に適合しているものと認める（下線部は筆者）。

---

52 も同旨。

<sup>8</sup> 同上、奥脇直也、11 頁。

<sup>9</sup> 亙理格『公益と行政裁量』（弘文堂、2002 年）。

<sup>10</sup> *Chevron U.S.A., Inc. v. NRDC*, 467 U.S.837(1984).この事件では、米国環境保護庁が、1977 年改正大気清浄法の「固定排出源」という文言について、「事業所全体」という定義を採用する旨の規則を制定したことが権限逸脱にあたるかが争われた。

<sup>11</sup> しかしながら、第一段階審査の際、関係する判断要素について議会が沈黙している場合、行政機関はその要素を考慮しえないという議会意図が示されていると解すべきなのか、それともそれは議会意図の曖昧さを意味し、考慮するか否かの裁量が行政機関に与えられていると解すべきなのかという問題が残された。E.ゲルホーン/R. レヴィン『現代アメリカ行政法』大浜啓吉他訳（木鐸社、1996）67 - 69 頁。

<sup>12</sup> 米国は、ウルグアイラウンドの数年間において、パネルに付託された一連のアンチダンピング関連ケースにおいて、パネルの審理方法についての問題提起を行っていた。柳赫秀『ガット 19 条と国際通商法の機能』（東京大学出版会、1994 年）225 頁を参照。

この条項は、WTOにおける国際アンチダンピング協定をめぐる紛争の処理において、パネルおよび上級委員会が遵守すべき原則を定めたものであり、シェブロン基準を修正した上で取り込んだものである。

米国行政法においては、法解釈において行政庁の判断を尊重すべきとの法理が判例上確立しているといえることができるが、米国は、この国内原則を国際アンチダンピング協定に反映させることに成功したとあってよい<sup>13</sup>。そのため、この条項の解釈姿勢が、他の条項、たとえばセーフガード協定や相殺関税協定などの貿易救済関連規定を含む、他のWTO協定に関わる紛争の条約解釈に波及していくのではないかと懸念された。

しかしながら、この懸念は、杞憂であったとあってよいかもしれない。歴史的な推移をみれば、司法審査の範囲については、その範囲をある一定程度に抑制すべきであるとする中庸的な立場が徐々に浸透していったからである。

具体的には、WTOの以下の3つの判断をみていくとわかりやすい。第一に、1998年のECホルモン事件におけるWTO上級委員会の判断<sup>14</sup>である。第二に、2001年の米国の日本製熱延鋼板に対するアンチダンピング措置事件(以下、熱延鋼板事件とよぶ)におけるWTO上級委員会の判断<sup>15</sup>である。第三に、2008年の譲許停止継続事件におけるWTO上級委員会の判断<sup>16</sup>である。

まず、ECホルモン事件の上級委員会は、パネルの積極的な判断姿勢を覆し、司法審査の範囲を一定程度に抑制した。その理由として、2点が挙げられている。理由の1点目は、パネルの役割というのは、加盟国の実施する危険性評価(risk assessment)を完全に尊重することではなく、またパネル自身が新規の審査を行うことではない。そのため、パネルが新規の審査を行うのにはあまり適しておらず、他方で加盟国の実施する危険性評価を完全に尊重することは、付託された問題の客観的な評価を行うパネルの任務を逸脱することになり、DSU11条に違反する、というものである<sup>17</sup>。DSU11条<sup>18</sup>は、小委員会の任務と題し、次のように規定する。

小委員会の任務は、この了解及び対象協定に定める紛争解決機関の任務の遂行について同機関を補佐することである。したがって、小委員会は、自己に付託され

<sup>13</sup> 松下満雄「アンチダンピング法の適用に関する米最高裁判決」『国際商事法務』37巻3号(国際商事法研究所、2009年)286-288頁。

<sup>14</sup> EC—EC Measures concerning Meat and Meat Products (Hormones), Report of the Appellate Body, WT/DS26/AB/R and WT/DS48/AB/R, 16 January 1998.

<sup>15</sup> United States—Anti-Dumping Measures on Certain Hot-Rolled Steel Products from Japan, WT/DS184/AB/R, Report of the Appellate Body, 24 July 2001.

<sup>16</sup> United States—Continued Suspension of Obligations in the EC-Hormones Dispute, Report of the Appellate Body, WT/DS320/AB/R, 16 October 2008.

<sup>17</sup> EC—Hormones, *supra* note 14, para. 117.

<sup>18</sup> 紛争解決に係る規則及び手続に関する了解。THE WORLD TRADE ORGANIZATION: Annex 2, Understanding on Rules and Procedures Governing the Settlement of disputes, Article 11.

た問題の客観的な評価〔objective assessment〕（特に、問題の事実関係、関連する対象協定の適用の可能性及び当該協定との適合性に関するもの）を行い、及び同機関が対象協定に規定する勧告又は裁定を行うために役立つその他の認定を行うべきである（下線部は筆者）。

理由の2点目は、これもパネルの役割に関するものであるが、パネルの役割は、問題となる措置が加盟国の実施した危険性評価によって合理的に担保されているか否かを審査することであって、問題の措置と危険性評価の間の合理的な関係について客観的な事実認定を行うことにとどまる、というものである<sup>19</sup>。

次に、熱延鋼板事件をみてみよう。同事件の上級委員会は、アンチダンピング協定上の審査基準と DSU11 条の審査基準の間には矛盾がなく、アンチダンピング協定 17 条 6 項は DSU11 条に代替せず、それを補完すると述べた<sup>20</sup>。小寺教授は、上級委員会の姿勢は、アンチダンピングの案件でもあくまで DSU11 条が適用され、アンチダンピング協定 17 条 6 項がそれを支えるという理論的整理を行い、原理的には米国政府の主張を退けたと説明している<sup>21</sup>。前述のように、アンチダンピング協定では、WTO 紛争解決手続について特別の審査基準がウルグアイラウンドにおいて挿入された。パネルや上級委員会は、アンチダンピングの紛争であっても、一般の紛争処理案件と同様のアプローチを選択し、米国政府には不満が堆積してきた。それを反映して、米国政府は、同事件において、アンチダンピング協定 17 条 6 項が DSU11 条に置き換わると主張したため注目されたが、上級委員会は、アンチダンピングの紛争であっても、司法審査の範囲は一定程度に抑制されることを明確にし、米国の主張を退けた。

最後に、譲許停止継続事件について検討しよう。同事件の上級委員会は、EC ホルモン事件上級委員会の姿勢を踏まえ、譲許停止継続事件のパネルの積極的な判断姿勢を覆している。上級委員会は、2つの理由を挙げて、司法審査の範囲を一定程度に抑制している。理由の1点目として、危険性評価を実施することは加盟国の任務であり、パネルの任務は加盟国の危険性評価を審査することであるが、パネルがこの制限的な権限を逸脱して、自ら危険性評価者として行動するのであれば、自己の判断をもって危険性評価者のそれに代替してしまうことになってしまうため、このような新規の審査を行うことは DSU11 条に違反するというものである<sup>22</sup>。

理由の2点目として、パネルの審査権限は、加盟国の実施した危険性評価が妥当なものであるか否かを判断するものではなく、むしろ、危険性評価が合理的な理由と相当程度の証拠によって支持されるか否か、つまりは客観的に正当化されるかどうかを判断することにあ

<sup>19</sup> EC—Hormones, supra note 14, paras. 186 and 193.

<sup>20</sup> US—Hot-Rolled Steel Products, supra note 15, paras. 59, 60 and 62.

<sup>21</sup> 小寺彰「米国の日本製熱延鋼板に対するアンチダンピング措置」経済産業省 HP『WTO パネル・上級委員会報告書に関する調査研究報告書』（2001年度版）145 - 146 頁。

<sup>22</sup> US—Continued Suspension, supra note 16, para. 590.

るというものである<sup>23</sup>。

以上、要するに、歴史的な流れをみれば、WTO の紛争解決手続の判断姿勢は、明確に、司法審査の範囲を一定程度に限定または抑制する方向に舵を切っているといつて差し支えないと思われる。

## 第4章 国際司法裁判所が採用した中庸的な審査と採用に至った根拠

第2章では、原産地規則に関する具体的な WTO の紛争解決手続の事例をみた。そして、第3章ではウルグアイラウンド以降の WTO の主要な事件における審査基準とその判断姿勢の流れをみてきた。その結果、WTO の司法機関は、明確に、司法審査の範囲を一定程度に限定する方向に進んでいるといつてよい。

本章では、直接のモノの貿易に関わる判断ではないが、2014年の捕鯨事件判決において、わが国の行政機関が採った措置に対する国際司法裁判所（ICJ）の審査基準と判断姿勢をみてみることにする。韓国の税関行政とその裁量に対する司法審査が国際司法裁判所という場で行われることは考えにくいことであるかもしれない。しかし、韓国の国内当局による原産地規則制定や関税評価運用の裁量権はどこまで広く認められるかという問題は、国際裁判所と国内当局の間の権限分配の問題と密接に関わるものであるから、国際司法裁判所の判断姿勢について検討することは十分に意義のあることと思われる。

まず、捕鯨裁判とはどのような裁判であったのかをみてみよう。

### 1 捕鯨裁判の概要

捕鯨裁判<sup>24</sup>は、豪州とニュージーランドが南極海における日本の調査捕鯨の差し止めを請求したことに端を発したものである。ここでいう調査捕鯨とは、国際捕鯨条約第8条が締約国に認める科学的調査のための捕鯨の特別許可に基づくものである。第8条は、特別許可と題し、その1項は次のように規定する。

この条約の規定にかかわらず、締約国政府は、同政府が適当と認める数の制限及び他の条件に従って自国民のいずれかが科学的研究のために(for the purpose of)鯨を捕獲し、殺し、及び処理することを許可する特別許可書をこれに与えることができる。また、この条に規定による鯨の捕獲、殺害及び処理は、この条約の適用から除外する。各締約国政府は、その与えたすべての前期の許可を直ちに

---

<sup>23</sup> Ibid.

<sup>24</sup> Whaling in the Antarctic (Australia v. Japan), Judgement of 31 March 2014, ICJ Rep. 2014, pp. 225-300.

委員会に報告しなければならない。各締約国政府は、その与えた前期の特別許可書をいつでも取り消すことができる（下線部は筆者）。

被告国であった日本は、科学調査であるかどうかについては、特別許可を与える締約国が裁量的に判断すればよく、その判断が恣意的であるとか、明らかに不合理であるとか、さらに悪意に基づくとかいうのでないかぎり、国際司法裁判所の審査権は及ぶものではないと主張した<sup>25</sup>。

国際司法裁判所の判断（多数意見）は、次のようなものであった。日本の調査捕鯨が実質的に商業捕鯨であるとする豪州らの主張は認められない。しかし、日本の措置は、広い意味では科学的研究ではあるが、「科学的研究のため」の捕鯨とはいえないから違法である<sup>26</sup>。

## 2 捕鯨裁判で裁判所が採用した審査基準

国際司法裁判所は、捕鯨裁判において、審査基準の概念を判決理由のなかで初めて判決の基礎的な判断枠組みとして使用した<sup>27</sup>。奥脇直也は、国際司法裁判所がこの裁判で審査基準の概念を採用した背景として、鯨類保護をめぐる国際的な意見の変化があったこと、国際司法裁判所は、国際捕鯨委員会と国際司法裁判所の権限の配分を考慮したことの2点を挙げている<sup>28</sup>。とくに、後者の権限の配分についていえば、審査基準という概念が国際司法機関と国内当局の間の権限の配分に大きな役割を果たすことは、これまでも、しばしば指摘されてきたところである<sup>29</sup>。

このとき、捕鯨裁判において、裁判所が中庸的な関与の審査基準を採用した理由として、

---

<sup>25</sup> Ibid, para. 65.

<sup>26</sup> Ibid, paras. 213-222.

<sup>27</sup> Ibid, paras. 62-69.

<sup>28</sup> 奥脇直也、前掲注7、23 - 25 頁。

<sup>29</sup> 小寺彰『WTO体制の法構造』（東京大学出版会、2000年）89 - 93 頁。川瀬剛志「貿易救済制度に対する WTO 法の規律—司法的国際コントロールの発展」『国際経済法講座 I 通商・投資・競争』（法律文化社、2012年）103 - 106 頁。矢野博巳「WTO の紛争処理における新規レビュー」『国際商事法務』34号 No.11,12(国際商事法研究所、2006年)1578 頁。C. Ehlermann and N. Lockhart, Standard of Review in WTO Law, 7 Journal of International Economic Law (2004), Matthias Oesch, Standards of Review in WTO Dispute Resolution, Oxford University Press (2003), Joost Pauwelyn, 'Does the WTO stand for "Deference to" or "Interference with" National Health Authorities When Applying the (SPS) Agreement on Sanitary and Phytosanitary Measures?' in Thomas Cottier (eds.), *The Role of the Judge in International Trade Regulation: Experience and Lessons for the WTO*, World Trade Forum, Vol.4 (Ann Arbor: The University of Michigan Press, 2003), David Palmetier, The WTO Standard of Review in Health and Safety Disputes, G. Bermann and P. Mavroidis, Trade and Human Health and Safety, Cambridge University Press (2006), Ruediger Wolfrum, Peter-Tobias Stoll and Anja Seibert-Fohr eds., *WTO-Technical Barriers and SPS Measures* (Max Planck Commentaries on World Trade Law vol.3). Koninklijke Brill NV (2007).

裁判所は次の3点を明確にしている。まず、裁判所は、科学的研究「のための」という文言を解釈しそして適用するにあたって、裁判所の役割が日本の措置の研究目的の科学的な価値および重要性を評価したり、その策定および実施が研究目的を達成する最適な方法であるかどうかを決定したりするものではないという点である<sup>30</sup>。次に、そのうえで、裁判所の役割は、特別許可が8条1項の範囲内にあるかどうかを判断するという点である<sup>31</sup>。そして、最後に、本件裁判における国際司法裁判所の司法審査の適切な範囲は、日本の措置における目的と手段の相関性（つまり、研究目的の達成とその策定および実施の相関性）に「客観的な合理性」があるかどうかを審査するにとどまるという点である<sup>32</sup>。

以上の中庸的な審査基準は、第3章で詳述したECホルモン事件と譲許停止継続事件の上級委員会が採用した審査基準と極めて似たアプローチといってよい。国際司法裁判所の多数意見は、WTOの上級委員会で採用された審査基準を、先例として参照した可能性は極めて高いと考えることができよう。また、実際のところ、本件裁判の裁判官の一人である小和田判事は、「客観的な合理性」という審査基準の淵源がWTOの上級委員会の先例に存在することを少数意見のなかで明示している<sup>33</sup>。

### 3 「客観的な合理性」の審査

小和田判事は、捕鯨事件において国際司法裁判所が採用した「客観的な合理性」という審査基準の淵源がWTOの上級委員会の先例にあることを示唆しているが、この先例とは、ECホルモン事件と譲許停止継続事件の2つの事件を念頭に置いている。この2つの事件は、確かに、許可を与える締約国政府の裁量的判断が客観的な合理性を持つかどうかだけを判断する、という中庸的な関与の立場、言い換えれば、司法審査の範囲をある一定程度に抑制すべきであるという立場を採用したものである。この捕鯨事件の「客観的な合理性」という審査基準は、より正確に言えば、「目的と手段の相関性についての客観的な合理性（つまり、研究目的の達成とその策定および実施の相関性）」のことを指している。この、「目的と手段の相関性についての客観的な合理性」という審査基準は、1998年のエビカメ事件の上級委員会報告書<sup>34</sup>が元となっている。エビカメ事件は、GATT20条g項の「有限天然資源の保存に関する措置」における「に関する」という文言の解釈が争点になった事件である。この事件で、上級委員会は米国法による規制とその政策目的との相関性について検討したが、その際、「目的と手段の相関性の客観的な合理性」の基準を適用した<sup>35</sup>。

<sup>30</sup> Whaling in the Antarctic, supra note 24, para. 88.

<sup>31</sup> Whaling in the Antarctic, supra note 24, para. 61.

<sup>32</sup> Whaling in the Antarctic, supra note 24, paras. 67-68.

<sup>33</sup> Dissenting Opinion of Judge Owada, paras. 33-35.

<sup>34</sup> United States—Import Prohibiting of Certain Shrimp and Shrimp Products, Report of the Appellate Body, WT/DS58/AB/R, 12 October 1998.

<sup>35</sup> Ibid, para. 141.

捕鯨事件において、国際司法裁判所のユスフ判事は、国際捕鯨条約とは無関係な審査基準を全くの説明なしに導入したと多数意見を批判している<sup>36</sup>。確かに、多数意見は、中庸的な審査基準の典拠を、実際に明示していない。客観的な合理性の基準の根拠としてエビカメ事件の示す目的と手段の相関性についての客観的な合理性の基準は、捕鯨事件の採用する審査基準の根拠として、より一層、適切かつ説得的なものといえるであろう。

また小和田判事は、多数意見が、専門的視点から科学的に有意義な回答をする能力を欠くにもかかわらず、「客観的な合理性」の審査という名の下に日本の措置の科学的評価を裁判所自身で行っており、こうした高度な技術的知見に基づいた措置に関する科学的評価は、本来、裁判所ではなく、国際捕鯨委員会に委ねられるべきものと批判した<sup>37</sup>。このような批判に対しても、もし多数意見が WTO のエビカメ事件を審査基準の根拠として明示していれば、多数意見の援用する審査基準はさらにより一層の説得力を持ったと思われる。

## 第5章 結論

国際司法裁判所が採用した中庸的な審査基準は、EC ホルモン事件および譲許停止継続事件における WTO の上級委員会が採用した審査基準ときわめて近いと考えられる。

ユスフ判事や小和田判事の批判に傾聴すべき点はあるものの、審査基準の問題については、上記の2つの WTO 上級委員会の先例が存在している。このことから、ICJ の多数意見は、WTO 上級委員会がこれらの事件で採用された基準を、国際法上の先例として参照したものと推測することは許されよう。また、実際に、小和田判事は、「客観的な合理性」という審査基準の淵源が WTO 上級委員会の先例にあることを少数意見のなかで明示している。さらに、エビカメ事件では、目的と手段の相関性についての客観的な合理性について、さらにより一層明確な審査基準を採用している。

本稿の文脈に沿って言えば、韓国の税関行政、つまり税関当局の裁量的判断でなされた原産地規則の制定や関税評価の運用に関する紛争の判断が、国際司法機関において、もしなされるとすれば、その際は、中庸的な関与、つまり「客観的な合理性」の審査が妥当と考えられる。

上記の結論を踏まえ、各国の税関当局は、税関行政における措置やその裁量が国際紛争の対象となる時に備え、日常の業務のなかで、どのようなことに注力すればよいのであろうか。一言でいえば、措置の実施に際して、説得力のある、「客観的な合理性」を備える必要が、国家とくに税関当局には、常に課されているということである。捕鯨事件から得られる重要な示唆は、第一に、税関当局側は、十分な、一貫性のある、透明性のある説明が必要とされているということである。第二に、税関当局は、措置や計画の実施にあたり、重要な変

---

<sup>36</sup> Dissenting Opinion of Judge Yusuf, para. 12-17 and 27.

<sup>37</sup> Ibid, supra note 33, paras. 23-28, and 37-38.

更が生じた場合には、逐次の計画の見直しがなされていることを、客観的に示せるようにしておかなければならない、ということである。

## 関連条文

### WTO 原産地規則協定

#### 第2部 原産地規則の適用を律する規律

#### 第2条 経過期間における規律

加盟国は、第4部に定める原産地規則の調和のための作業計画が完了するまでの間、次のことを確保する。

(a) . . .

(b) 自国の原産地規則を、関連する通商政策の措置又は手段のいかんを問わず、貿易の目的を追求する手段として直接又は間接に用いないこと。

### WTO アンチダンピング協定

第17条6項 17条5項の問題を検討する場合には、次のとおりとする。

(i) . . .

(ii) 小委員会は、この協定の関連規定を解釈に関する国際法上の慣習的規則に従って解釈する。小委員会は、この協定の関連規定が二以上の許容しうる〔permissible〕解釈を容認していると判断する場合において、当局の措置がこれらの許容しうる解釈の一に基づいているときは、当該措置がこの協定に適合しているものと認める。

### WTO 紛争解決了解 (DSU)

#### 第11条 小委員会〔パネル〕の任務

小委員会の任務は、この了解及び対象協定に定める紛争解決機関の任務の遂行について同機関を補佐することである。したがって、小委員会は、自己に付託された問題の客観的な評価〔objective assessment〕（特に、問題の事実関係、関連する対象協定の適用の可能性及び当該協定との適合性に関するもの）を行い、及び同機関が対象協定に規定する勧告又は裁定を行うために役立つその他の認定を行うべきである。

### 国際捕鯨条約 (ICRW)

#### 第8条 特別許可

1 この条約の規定にかかわらず、締約国政府は、同政府が適当と認める数の制限及び他の条件に従って自国民のいずれかが科学的研究のために鯨を捕獲し、殺し、及び処理することを許可する特別許可書をこれに与えることができる。また、この条に規定による鯨の捕獲、殺害及び処理は、この条約の適用から除外する。各締約国政府は、その与えたすべての前期の許可を直ちに委員会に報告しなければならない。各締約国政府は、その与えた前期の特別許可書をいつでも取り消すことができる。

2 . . .

## ケース索引

### 【国際裁判所】

#### 国際司法裁判所

##### 捕鯨事件

Whaling in the Antarctic (Australia v. Japan), Judgement of 31 March 2014.

#### WTO（世界貿易機関）

##### EC ホルモン事件

EC—EC Measures concerning Meat and Meat Products (Hormones), Report of the Appellate Body, WT/DS26/AB/R and WT/DS48/AB/R, 16 January 1998.

##### 米国の日本製熱延鋼板に対するアンチダンピング措置

United States—Anti-Dumping Measures on Certain Hot-Rolled Steel Products from Japan, WT/DS184/AB/R, Report of the Appellate Body, 24 July 2001.

##### 米国の繊維及び繊維製品に関する原産地規則事件

United States—Rules of Origin for Textiles and Apparel Products, Report of the Panel, WT/DS243/R, 21 July 2003.

##### 譲許停止継続事件

United States—Continued Suspension of Obligations in the EC-Hormones Dispute, Report of the Appellate Body, WT/DS320/AB/R, 16 October 2008.

### 【国内裁判所】

#### アメリカ

##### シェブロン事件

Chevron U.S.A., Inc. v. NRDC, 467 U.S.837(1984).

## 引用文献一覧

### 【英語文献】

- Ehlermann C. and N. Lockhart, Standard of Review in WTO Law, 7 Journal of International Economic Law (2004).
- Guzman, Andrew, Determining the Appropriate Standard of Review in WTO Disputes, 42 Cornell Int'l L.J.45 (2009).
- Oesch, Matthias , Standards of Review in WTO Dispute Resolution, Oxford University Press (2003).
- Palmeter, David, The WTO Standard of Review in Health and Safety Disputes, G. Bermann and P. Mavroidis, Trade and Human Health and Safety, Cambridge University Press (2006)
- Pauwelyn, Joost, 'Does the WTO stand for "Deference to" or "Interference with" National Health Authorities When Applying the (SPS) Agreement on Sanitary and Phytosanitary Measures?' in Thomas Cottier (eds.), *The Role of the Judge in International Trade Regulation: Experience and Lessons for the WTO*, World Trade Forum, Vol.4 (Ann Arbor: The University of Michigan Press, 2003).
- Wolfrum, Ruediger , Peter-Tobias Stoll and Anja Seibert-Fohr eds., *WTO-Technical Barriers and SPS Measures (Max Planck Commentaries on World Trade Law vol.3)*. Koninklijke Brill NV (2007).

### 【日本語文献】

- 奥脇直也「国際法における主権的裁量の意義変化－捕鯨判決の規範的位相－」『国際法研究』第4号（信山社、2016年）。
- 川瀬剛志「貿易救済制度に対する WTO 法の規律－司法的国際コントロールの発展」『国際経済法講座 I 通商・投資・競争』（法律文化社、2012年）。
- ゲルホーン E./レヴィン R.『現代アメリカ行政法』大浜啓吉他訳（木鐸社、1996年）。
- 高翔龍『韓国法（第3版）』（信山社、2016年）。
- 小寺彰「米国の繊維及び繊維製品に関する原産地規則」経済産業省 HP『WTO パネル・上級委員会報告書に関する調査研究報告書』（2003年）。
- 小寺彰『WTO 体制の法構造』（東京大学出版会、2000年）。
- 申龍徹『韓国行政・自治入門』（公人社、2006年）。
- 趙元済『行政救済一日・韓の制度と現状一』（信山社、2003年）。
- 中川淳司『経済規制の国際的調和』（有斐閣、2008年）。
- 福永有夏『国際経済協定の遵守確保と紛争処理』（有斐閣、2013）。
- 藤岡博『貿易の円滑化と関税政策の新たな展開』（日本関税協会、2011年）。
- 朴正勲「韓国の行政訴訟法」尹龍澤、姜京根編『現代の韓国法－その理論と動態』（有信堂、2004年）。
- 松下満雄、米谷三似『国際経済法』（東京大学出版会、2015年）。

松下満雄「アンチダンピング法の適用に関する米最高裁判決」『国際商事法務』37巻3号  
(国際商事法研究所、2009年)。

亘理格『公益と行政裁量』(弘文堂、2002年)。

矢野博巳「WTOの紛争処理における新規レビュー」『国際商事法務』34号No.11,12(国際  
商事法研究所、2006年)。

柳赫秀『ガット19条と国際通商法の機能』(東京大学出版会、1994年)。

兪珍式「韓国行政法に見る‘Paternalism’—行政不服制度を素材にして」宇賀克也、交告  
尚史編『現代行政法の構造と展開：小早川光郎先生古稀記念』(有斐閣、2016)。

尹龍澤『東アジアの行政不服審査制度—韓国・中国・台湾そして日本』(有信堂、2004年)。

# 韓欧 FTA における認定輸出者自己証明制度

平 寛

## I. はじめに

自由貿易協定 (Free Trade Agreement: FTA) は、関税その他の制限的通商規則がその構成地域の原産の製品の構成地域間における実質上のすべての貿易について廃止される 2 以上の関税地域の集団をいう (GATT1994 24 条)。このため、FTA 構成地域の原産の製品は、FTA 域内貿易において、域外の WTO 加盟国が享受する最恵国待遇よりも有利な特惠待遇 (FTA 特惠) を享受することができ、域外製品よりも国際競争力を高めることが可能となる。

しかし、FTA 特惠を享受するためには、当該輸入製品が FTA 構成地域の原産品でなければならず、輸入者、輸出者または生産者は、通常、当該製品が FTA の定める原産地規則の基準を満たす FTA 域内原産品であることを証明する原産地証明書を輸入国税関に提出しなければならない。この原産地証明書の作成手続が煩雑で、人的、時間的または経済的なコストがかかり、時としてそのようなコストが特惠待遇の享受による利益を上回る場合には、FTA 特惠は意味がなく、結局、利用されなくなる。

このため、FTA を締結する多くの締約国は、FTA 利用促進対策の一つとして原産地証明書の作成を含む原産地証明制度の簡素化とコストの低減に取り組んでいる。そのような簡素化とコストの低減の方法として、最近の多くの FTA はそれ自体で、従来の商工会議所などにより原産地証明書を発給してもらう機関証明 (第 3 者証明とも呼ばれる。) と並行して、またはそれに替えて、輸入者、輸出者または生産者による自己証明の制度を導入している。とくにもっぱら自己証明制度のみを採用する FTA は、「新世代 FTA」とも呼ばれ、2016 年 2 月に署名された環太平洋経済連携協定 (TPP) などがこれに該当する<sup>1</sup>。

2011 年 7 月から暫定適用された韓国・EU 間の FTA (韓欧 FTA)<sup>2</sup>も、製品の輸出についてもっぱら自己証明制度のみを採用しているが、注目されるのは、この FTA がより一層の簡素化とコストの低減を目指してもっぱら加盟国政府によって自ら原産地証明を行う能力があると認められた「認定輸出者」にだけ原産地証明文書 (「原産地申告 (origin declaration)」) の作成を許可する認定輸出者自己証明制度を採用している点である<sup>3</sup>。わが

<sup>1</sup> TPP3.20 条。

<sup>2</sup> Free Trade Agreement between the EU and its Member States and the Republic of Korea, provisionally applied on 1 July 2011, and formally entered into force on 13 December 2015 (以下、韓欧 FTA)。

<sup>3</sup> 韓欧 FTA 原産地規則に関する議定書 (添付資料参照。以下、議定書) 15 条および 16 条。

国でも、すでにスイス、メキシコおよびペルーとの経済連携協定(EPA)において認定輸出者による自己証明制度が導入されているが、第三者証明制度と併置されており、選択制が採用されている<sup>4</sup>。また、TPP は、上述のようにもっぱら自己証明制度だけを採用しているが、輸出者だけではなく、輸入者および生産者も原産地証明書を作成することができる<sup>5</sup>。そのような意味で、もっぱら認定輸出者による原産地申告だけを認める韓欧 FTA は、独特の制度であり、新世代 FTA の中でも先端的な制度といえる。

折しも 2017 年 7 月、日欧 EPA が大枠合意されたことが報道されており、その内容はいまだ公表されていないが、韓欧 FTA と同様の認定輸出者自己証明制度が採用される可能性は高いと思われる。本稿では、そのような意味で、韓欧 FTA のこの制度の実情と課題を考察し、我が国への同制度の導入にあつたの検討素材を提供することを目的としたい。

なお、本稿は、平成 28 年度の大阪市立大学と大阪税関との産学連携包括協定に基づく大阪税関との共同研究「韓国の積極的 FTA 戦略の現状と課題 -日本の通商戦略への示唆-」の一環であるので、次章では、とくに韓欧 FTA に関わる背景として、韓国の貿易政策の展開と韓欧 FTA の特惠利用状況を概観しておく。しかし、第Ⅲ章以下の認定輸出者制度の実態分析については、言語上の問題から韓国側資料の入手には限界があるため、主に EU 側の状況を中心に行う。

## II. 背景

### 1. 韓国の貿易政策<sup>6</sup>

韓国の貿易政策は、1950 年代からの約 30 年間、顕著に輸出主導型であり、たとえば、石油化学、鉄鋼、半導体、造船といった主要産業に対する政府の支援によって特徴づけられていた。1980 年代に入り、韓国は、「包括的自由化政策」を導入することにより自国経済の自由化に取り組みはじめ、1990 年代を通じて規制緩和を推進した。

その後しばらくはもっぱら WTO の多角的貿易に関心を向けていたが、2001 年のドーハ・ラウンドの開始とともに、FTA の締結に関心をもち始め、2003 年には「FTA ロードマップ」を策定し、国際競争力の強化、輸出依存型の自国経済のための海外市場の確保、エネルギーおよび原材料の供給源の確実な確保を目指して積極的な FTA 政策へと転換した。この政策転換はまた、韓国にとって政府主導型の経済構造を市場開放と規制緩和へと

---

<sup>4</sup> たとえば、日・スイス EPA 付属書 2 の 16 条および 19 条。

<sup>5</sup> TPP3.20 条。

<sup>6</sup> 以下の記述は、主に European Commission, Evaluation of the Implementation of the Free Trade Agreement between the EU and its Member States and Republic of Korea, Interim Technical Report Part 1: Synthesis Report, June 2017(以下、Evaluation Report), at 34-35 による。

向かわせる国内構造改革の契機となるものであった。韓国は、2002年にはすでにチリとの最初の FTA 交渉を完了し、それ以来、シンガポール、インド、EU、および米国などの政治的および経済的に重要なパートナー諸国と FTA を締結してきた。韓国の現在の貿易政策は、包括的で質の高い FTA の締結を目指すものとなっている。このような政策の採用により、韓国は、とくに自動車、農業およびそのほかの主要部門で国内市場の開放に成功し、輸出の増大はまた韓国産業界からの積極的 FTA 政策へのより一層の支持と要請をもたらしている。表 1 は、韓国が交渉中または締結した FTA のリストである。

表 1 韓国の 2 国間貿易投資協定のリスト

Country	Type of agreement
<b>Agreements already in effect</b>	
ASEAN	Free Trade Agreement
Chile	Free Trade Agreement
EU	Free Trade Agreement
Iceland	Free Trade Agreement
India	Comprehensive Economic Partnership Agreement
Liechtenstein	Free Trade Agreement
Norway	Free Trade Agreement
Peru	Free Trade Agreement
Singapore	Free Trade Agreement
Switzerland	Free Trade Agreement
Turkey	Free Trade Agreement
US	Free Trade Agreement
<b>Negotiations concluded; pending approval and application</b>	
Australia	Free Trade Agreement
New Zealand	Free Trade Agreement
Colombia	Free Trade Agreement
<b>Negotiations ongoing</b>	
Canada	Free Trade Agreement
China	Free Trade Agreement
China and Japan	Free Trade Agreement
Indonesia	Comprehensive Economic Partnership Agreement
Japan	Free Trade Agreement
Mexico	Free Trade Agreement
RCEP	Free Trade Agreement
Vietnam	Free Trade Agreement

Source: Korea Customs Service.

出典: Evaluation Report, p. 35.

## 2. 韓欧 FTA の特惠利用状況

韓国と EU の FTA 交渉は、2007 年に開始され、3 年後、2010 年 10 月の EU 韓国サミ

ットにおいて FTA が署名された。上述のように、韓欧 FTA は、2011 年 7 月から暫定的に適用され、EU 加盟国の批准を待って 2015 年 12 月 13 日に正式に発効した。本 FTA は、EU がアジア地域の国家と交渉した最初の協定でもあり、貿易障壁の撤廃においては EU がそれ以前に締結した FTA の中で最も意欲的なものとされていた。

とくに韓欧 FTA の下での特惠関税については、協定の暫定適用の開始（2011 年 7 月 1 日）と同時に関税品目の 70%が無税扱いとなり、5 年以内にほとんどの分野のほぼすべての関税が段階的に廃止されることになっていた。韓国側については、ごく少数の重要農産品だけがより長い期間をかけて廃止されることになっていた（表 2 参照）。

表 2 韓国の特定分野における関税譲許

Sector	Average tariff (%) in Korea before FTA	% of tariff lines on which customs duties are eliminated		
		Year of start of provisional application	Year 3	Year 5
Medical devices	5	74.3	89.7	97.8
Pharmaceuticals	6.2	90.5	100	100
Agricultural products	35	40	45	65
Chemicals	6.2	87.3	94.7	99.9
Machinery and electric appliances	7.2	88.7	97.5	99.5

Note: average tariffs are not trade-weighted. Year of start of provisional application of the FTA refers to the 12-month period beginning on July 1, 2011. Full tariff schedules are provided in Annex 2-A of the FTA.

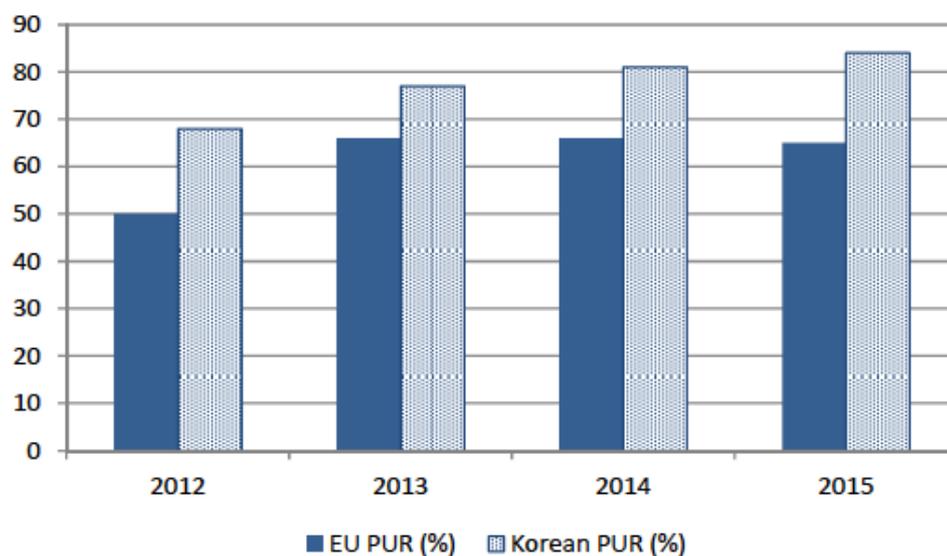
出典：Evaluation Report, at 24.

2017 年 6 月に公表された欧州委員会の「EU およびその構成国と韓国との間の FTA の実施の評価」と題する報告書<sup>7</sup>によれば、表 3 として引用するとおり、韓国の特惠利用率は、2012 年の 68%から 2015 年の 84%へと着実に増加し、韓欧 FTA の暫定適用の開始以来の各年において EU より著しく高い数値となっている。対照的に、EU の特惠利用率は、2012 年の 50%から 2013 年の 66%へと増加した。その後、2013 年から現在までこの利用率は横ばい状態にある<sup>8</sup>。

<sup>7</sup> Evaluation Report, supra note 6.

<sup>8</sup> Id., at 146-147.

表3 EU および韓国の FTA 特恵利用率



出典：Evaluation Report, at 45.

さらに、同報告書によれば、2014年7月から2015年6月までの産業部門別の特恵利用率と全輸出に占めるその割合は、表4として引用するとおりである。とくに韓国については、EU市場向け輸出品の特恵利用率が高い3分野は、鉱物産品(96%)、輸送機器(94%)、ならびにプラスチックおよびゴム製品(92%)である。これらの産品は、韓国のEU向け全輸出のそれぞれ4%、26%および8%を占めている<sup>9</sup>。

<sup>9</sup> Id.

表4 EUおよび韓国の産業部門別特惠利用率（2014年7月から2015年6月）

Sector	EU PUR (%)	Share of exports to Korea (%)	Korean PUR (%)	Share of exports to EU (%)
Transport equipment	93	21	94	26
Animals and animal products	93	2	83	0.2
Animal or vegetable fats and oils	88	0.2	72	0.01
Vegetable products	82	1	67	0.1
Articles of stone, glass, ceramics	82	1	76	0.5
Plastics, rubber and articles thereof	81	3	92	8
Wood and wood products	81	2	9	0.4
Foodstuffs, beverages, tobacco	79	2	67	0.3
Products of the chemical or allied industries	69	12	83	5
Miscellaneous manufactured articles	69	1	58	1
Footwear, hats and other headgear	67	0.5	73	0.1
Textiles and textile articles	65	2	86	3
Arms and ammunition	59	0.01	78	0.01
Optical and photographic instruments	57	6	55	6
Raw hides, skins and saddlery	53	2	52	0.1
Machinery and appliances	48	30	72	35
Base metals, articles thereof	47	6	82	8
Pearls, precious metals, articles thereof	45	1	34	0.5
Mineral products	39	7	96	4
Other	-	2	-	1
<i>Total</i>	<i>65</i>	<i>100</i>	<i>84</i>	<i>100</i>

Sources: Korea Customs Service; European Commission (DG TRADE). Note: Data for Korean PURs correspond to January-December 2014.

出典：Evaluation report, at 148.

同報告書はまた、特惠利用率に影響を及ぼす要因として次のものを指摘している<sup>10</sup>。

◎低い最恵国（MFN）関税：

MFN関税が当初から低い部門では特惠関税を利用しないことの機会コストが低いため、FTA 特惠を利用しない要因となりうる。

◎企業に対する政府による奨励と支援：

<sup>10</sup> Id., at 150.

政府は情報を提供し、企業を支援する際に役割を果たしうる。韓国政府は、韓欧 FTA の利用について企業を教育し、補助するために相当の支援を行い、EU に比べ相対的に高い利用率に貢献している<sup>11</sup>。

◎特惠を利用することのコストと利益：

(FTA 相互間で調整されていない) 複雑な原産地規則は、原産地の確定を行うために第三者のソフトウェアを購入する必要があるため、コストの観点から企業が関税特惠を利用しない要因となりうる。

◎原産地基準の不充足：

FTA の原産地基準を満たさない製品の輸出者は、特惠利用の適格性を有しない。とくに多数の部品から構成される機械・機器その他の分野で問題となりうる。

◎認定輸出者の地位を獲得するための要件：

認定輸出者の地位の申請は、費用と時間がかかり、特惠関税を利用しようとする企業(とくに中小企業)にとって障害となりうる。

◎積送(直送)要件：

韓欧 FTA の原産地規則によれば、特惠関税待遇を享受するためには、製品は両締約国間で直送されなければならない。ただし、単一の貨物を構成する製品で、域外領域を経由し輸送され、または域外領域に一時的に蔵置されるものは、当該製品が自由流通に付されず、かつ積卸し、再積み込みおよび良好な状態に保存するために必要な他のいずれかの工程以外の工程が行われていない限りで例外とされる<sup>12</sup>。しかし、現行の規則の下では、とくに多様なアジア市場に自社産品を供給する前段階で貯蔵や再包装およびラベリングのような工程を行うためのロジスティカル・ハブ(ほとんどがシンガポール)を利用する EU の輸出者(たとえば酒類や化学品の輸出者)が、上述の例外を援用できず、FTA 特惠を利用することが困難となることがある。

### III. 認定輸出者制度の概要

上述のように、韓欧 FTA では、製品の輸出について原産地証明はもっぱら自己証明だけが許されている。本 FTA の下で輸出される原産品は、輸出者によって作成された原産

---

<sup>11</sup> 本共同研究の一環として行われたソウル税関でのヒアリングによると、韓国では、原産地証明書は自己証明よりも機関証明による発行の方が圧倒的に多いが、韓欧 FTA では EU 側から自己証明が求められたため、FTA 執行官庁としての韓国関税庁は、FTA の専門家がない中小企業等を支援するため、「FTA-PASS」という支援システムを構築したり、関税庁指定のコンサルタントが企業を訪問し FTA 利用のアドバイスを行ったりしているという。「韓国実地調査(ヒアリング)報告書」(福本・茨田作成)、at 2 参照。

<sup>12</sup> 議定書 13 条 1 項。

地申告を伴わなければならない<sup>13</sup>。

韓欧 FTA の下で、輸出者が原産地申告を発行し、関税特恵を享受することができるためには、その総額が 6000 ユーロを超えない製品の貨物を輸出する場合を除いて、「認定輸出者」の地位を申請しなければならない<sup>14</sup>。国内税関当局がこの地位を認定する責任を負い<sup>15</sup>、輸出者は、自己の製品の原産地を検証し、かつ本 FTA の原産地規則のその他の要件を充足するために必要なすべての保証を税関当局に提出しなければならない<sup>16</sup>。認定輸出者は、当該国の税関当局から認定番号を付与され、この番号は認定輸出者が作成する原産地申告に付されなければならない<sup>17</sup>。

一般的に、認定輸出者自己証明制度は、手続の簡素化とそれによる貿易の円滑化を目指すものであるが、より具体的には次のようなメリットが指摘されている<sup>18</sup>。

◎発給コストの削減

商工会議所などの第三者機関による原産地証明書の発給に係る手数料が不要となる。

◎原産地証明書発給に係るリードタイムの削減

商工会議所などの第三者機関による発給には、審査等のための一定の事務手続期間が必要であるが、認定輸出者は、必要なタイミングで迅速な作成が可能となる。さらに、申告前に記載事項の誤りに気付いた場合などの訂正も容易である。

◎社内コンプライアンスの向上

認定輸出者は自ら原産地証明書を作成するため、社内責任者の配置や原産性を確認するための仕組みを明確化するなど、社内体制を適切に確認・整備する必要がある。この過程を経ることにより、原産性の判断に係る社内コンプライアンスが向上することが見込まれる。

他方で、デメリットとして指摘されるのは、非日常的輸出者にとって、第三者機関への原産地証明書の申請の代わりに原産地証明を自ら行うために認定輸出者の認定申請手続を経なければならない、かえって煩雑な手続とみなされる点である。

---

<sup>13</sup> 議定書 15.1 条。

<sup>14</sup> 議定書 16.1 条。

<sup>15</sup> 同上。わが国では、現在、認定輸出者の認定が経済産業省の所管となっている。

<sup>16</sup> 議定書 17.1 条。

<sup>17</sup> 議定書 17.3 条。韓国の国内法では、「自由貿易協定の履行のための関税法の特例に関する法律」(法律第 13625 号、2015 年 12 月 29 日改正、2016 年 7 月 1 日施行) 第 12 条(「原産地証明書輸出認証」)および「自由貿易協定の履行のための関税法の特例に関する法律施行令」(大統領令第 27300 号、2016 年 6 月 30 日改正、2016 年 7 月 15 日施行) 第 7 条(「原産地証明書輸出の認定要件」)に規定される。邦訳は、梅島修(ホワイト&ケース外国法事務弁護士事務所)「FTA 原産地証明に係る海外の法制及び企業の実施体制実態調査報告書」(平成 28 年 12 月 9 日)所収。

<sup>18</sup> 経済産業省原産地証明室「原産地証明法に基づく認定輸出者について」(平成 25 年 5 月)、at 2-3。

しかし、認定輸出者の地位は一度獲得されればよいのであって、認定輸出者自己証明制度は、不利益よりも利益が勝ると考えられている。また、韓欧 FTA の場合、上述のように 6000 ユーロ以下の貨物の輸出についてはこの制度は適用されない。

もっとも、輸出者は、認定輸出者の地位を獲得するためのコストと FTA 特恵待遇がもたらす実際の利益を比較するであろう。そして、前者のコストが後者の利益を上回る場合には、認定輸出者の地位をあえて申請することはないであろう。とくに FTA 特恵待遇が与えられない場合に適用される通常の MFN 関税が高くない場合には、そのような可能性が高まり、むしろ MFN 関税待遇を甘受するのが実際的と考えるかもしれない。

#### IV. 認定輸出者の地位の申請手続

##### 1. 申請適格者

EU 側では、EU 加盟国内に登録事務所、本部または常設の事業所を有する自然人および法人が当該加盟国において認定輸出者の地位を申請することができる。多国籍企業の子会社も法人格を持つ限りで申請適格を有するが、法人格を持たない支店については、原産地に関する主要な証明文書（税関当局が認定輸出者の地位を獲得するために必要な条件と基準を検証しかつ監督することを可能にする文書も含めて）が所在する加盟国において、親会社により申請がなされなければならない。申請する親会社は、支店が常設の事業所とみなされる場合には EU 域内に所在する必要はない。支店が常設の事業所とみなされるかどうかは国内会社法によって決定される<sup>19</sup>。

##### 2. 認定基準

韓欧 FTA 上、認定輸出者について統一的な条件を定める申請フォームのモデルは規定されていない。EU 側では、加盟国ごとに申請フォームが異なり、時として条件も異なる。欧州委員会によれば、より統一的な条件を定めるため一定のガイドラインを作成しようとしたが、加盟国による支持を得られなかった。しかし、完全な統一化は困難であるとしても、加盟国ごとの手続の接近が望ましいため、欧州委員会は、事業者の不平等な取扱いを招くような条件が存在しないかどうかを常に監視している<sup>20</sup>。

しかし、主要な基準は、接近しており、少なくとも特恵関税待遇を獲得するための要件の遵守を確保することが主眼とされている。すなわち、輸出者は要件を理解し、輸出産品

<sup>19</sup> Patricio Diaz Gavier & Luc Verhaeghe, The EU-Korea Free Trade Agreement: Origin Declaration and Approved Exporter Status, *Global Trade and Customs Journal*, Vol. 7, Issue 7&8, 2012, at 316.

<sup>20</sup> *Id.*, at 317.

が当該要件を満たすときにのみ原産地申告を発行し、かつ税関による検認のためのすべての根拠となる文書を維持する義務を果たすことが必要である<sup>21</sup>。

欧州委員会は、他の FTA に関して、認定輸出者の地位に関する次のようなガイドラインを定めている<sup>22</sup>。認定輸出者の地位を獲得するためには、輸出者は、少なくとも、

◎原産地申告の作成時にすべての必要な証拠または説明書類(accounting elements)を保持する製品についてのみ原産地申告を作成することを約束しなければならない。

◎許可された権限の行使方法、とくに不正確な原産地申告またはその他の権限の濫用について責任を負わなければならない。

◎原産地申告を作成する責任者が原産地規則を理解していることを確保する責任を負わなければならない。

◎原産地申告が作成された日から少なくとも 5 年間原産地に関するすべての証拠書類を保持することを約束しなければならない。

◎いつでも税関当局に原産地に関する証拠を提出し、かつ税関当局による査察を受け入れることを約束しなければならない。

◎定期的なコンプライアンス・チェックを確保することを約束しなければならない。チェックは、貨物が原産地基準を満たすものとみなされた根拠が依然として存在することを確保しなければならない。たとえばグローバルな市場価格および為替レートの変動は、付加価値基準が適用される場合には原産地の決定に影響を及ぼすことがある。

### 3. 認定手続の期間

EU は認定輸出者の地位の認定手続についてなんら期限を設けていない。単に「可能な限り早期に」と規定するにすぎない<sup>23</sup>。Patricio Diaz Gavier & Luc Verhaeghe によれば、たとえば、ベルギーの場合、税関当局は完全な申請がなされてから 4 ヶ月ないし 6 ヶ月で決定するよう努力しているとされる<sup>24</sup>。製品の原産地について、不完全な情報のために税関当局が申請者にさらなる情報を求める場合には、手続に遅延が生じることがある。いく

<sup>21</sup> 議定書 17.1 条および 17.2 条。この点で、韓国国内法(前掲注 17)も、当然のことながら「輸出物品の原産地証明能力」などの要件を規定している。

<sup>22</sup> Patricio Diaz Gavier & Luc Verhaeghe, supra note 19, at 317. なお、日本の認定輸出者制度における認定基準は、(1)EPA 利用実績、(2)社内責任者等の配置 (①「統括責任者」の配置、②「法令業務責任者」の配置、③「原産地証明書作成担当者」の配置)、(3)連携体制の構築、とされている。経済産業省原産地証明室「原産地証明法に基づく認定輸出者について」、前掲注 18、at 3。

<sup>23</sup> 欧州共同体関税法 6.2 条。

<sup>24</sup> Patricio Diaz Gavier & Luc Verhaeghe, supra note 19, at 317. 日本の場合、申請を受理した後、20 日程度を目途に審査を行い、審査結果を申請者に通知する。経済産業省原産地証明室「原産地証明法に基づく認定輸出者について」、前掲注 18、at 4。

つかの加盟国は、とくに韓国との特惠貿易について、より簡単に認定を与えるために「簡略化された」手続を導入している。それはたとえば、他の FTA で認定されている輸出者に対しては韓国との貿易について単に延長を要請することを認めたり、手続の迅速化を図るため韓国への輸出のための認定申請に優先権を与えたりしている。前者についていえば、産品が他の協定の下で原産地基準を満たすのであれば、一般的には標準的であるかまたはより緩やかな韓欧 FTA の原産地基準を満たす可能性が高いからである。欧州委員会は、この簡略化された手続がすべての加盟国で採用されることを奨励している。EU は、EU 輸出者の原産地申告が韓国税関に輸入から 1 年以内に提示されなければならないことに留意し、すべての EU 輸出者が最大限にかつできる限り迅速に韓欧 FTA からの特惠を受益することを目指している<sup>25</sup>。

#### 4. 認定または拒絶

EU 側では、産品の原産性を検認するために必要なすべての保証と特惠原産であるための条件が満たされることを確認した加盟国の中央税関当局は、認定輸出者の地位を認定することになる。しかし、標準的な EU の認定形式は存在しない。少なくとも認定には、原産地申告に要求される特定の確認番号が付されなければならない<sup>26</sup>。

Patricio Diaz Gavier & Luc Verhaeghe によれば、ベルギーでは、認定の範囲は、関税表によって確認された特定の産品に限定され、そのため有効な原産地申告は当該特定産品についてのみ作成可能である<sup>27</sup>。

EU では、税関当局が認定申請を拒絶する場合には、抗弁権(rights of defense)に関する一般的 EU 原則が適用される。税関当局は、根拠とした文書とともに拒絶を書面により通知しなければならない。輸出者は、意見書を提出する十分な猶予を与えられ、税関当局はその意見書を適切に考慮しなければならない。この抗弁権を行使することが不可能であったり過度に困難であったりしないように十分な猶予期間が設けられなければならない。輸出者がこの期間に見解を表明しない場合には抗弁権を放棄したものとみなされる。抗弁権の侵害は拒絶決定を無効にする<sup>28</sup>。

輸出者はさらに、不服申立てをすることができる<sup>29</sup>。拒絶の決定は、その根拠となった理由と不服申立ての権利を述べなければならない。不服申立ての権利は、申請者によって、最初に、関係する EU 加盟国がそのために指定した税関当局において行使され、その後、当該 EU 加盟国の法令で定める司法機関などの独立機関において行使される。このような

<sup>25</sup> Patricio Diaz Gavier & Luc Verhaeghe, supra note 19, at 317.

<sup>26</sup> 議定書 17.3 条。

<sup>27</sup> Patricio Diaz Gavier & Luc Verhaeghe, supra note 19, at 318.

<sup>28</sup> Id.

<sup>29</sup> 共同体関税法 243 条。

2段階の手続を採用するかどうかは、各加盟国の判断による。しかし、實際上、EUの輸出者が韓国への輸入から1年以内に韓国輸入者へ有効な原産地申告を提示しなければならないため、一般的に長い時間がかかる裁判手続は有用ではない。上述のように、實際上、輸出者は、とくに特惠待遇が存在しない場合の通常MFN関税が高くないか、または自己の輸出に影響を及ぼさない場合に、認定輸出者の地位を獲得するためのコストと実際の利益を比較するであろう<sup>30</sup>。

## 5. 認定輸出者の地位のEU域内効力

EUに特有の事情として認定輸出者の地位のEU域内効力が問題となりうる。この点で、EUでは、認定した税関当局がいずれであってもEU域内全域で有効である。EUの認定輸出者は、EU域内の実際の輸出地がどこであれ輸出貨物の有効な原産地申告を作成することができる。このことはすなわち、韓国の税関当局は、特定のEU加盟国の認定輸出者が作成した原産地申告を、貨物が同一の輸出者によって異なる加盟国のプラントから輸出された場合でも受理しなければならないことを意味する<sup>31</sup>。

## 6. 認定輸出者と認定事業者(AEO)の区別

認定輸出者の地位と認定事業者(Authorized Economic Operator: AEO)の地位は混同されるべきではない。AEOの概念は、国際貿易における物流の安全性を高め、同時に正当な貿易を円滑化するため世界税関機構(WCO)によって導入されたものである。このため、税関当局は、一定の基準に基づき事業者を審査し、適格であると判断する場合にAEOの地位を認定する。AEOの地位の申請は任意である。AEOの地位を獲得した事業者は、簡素化・迅速化された税関手続やセキュリティー管理に関する便宜の利益を享受することができる<sup>32</sup>。AEOの地位は、認定輸出者の地位を付与するものではないが、認定手続を迅速化する。税関当局は、AEO事業者の情報を十分に把握しているはずだからである<sup>33</sup>。

<sup>30</sup> Patricio Diaz Gavier & Luc Verhaeghe, supra note 19, at 318.

<sup>31</sup> Id., at 318-319.

<sup>32</sup> AEO制度は我が国でも導入されており、1. 事業者は、自社が関与する物流において、①税関手続等に関する法令を遵守すること(コンプライアンス遵守)、②取扱貨物の安全を確保していること(セキュリティー管理)を税関とともにあらかじめ確認する、2. 税関は、AEO事業者に対して適正な税関手続と貨物管理を行う者として、簡素化・迅速化した税関手続を提供する、こととされている。AEO制度の対象となる事業者は、輸入者、輸出者、倉庫業者、通関業者、運送者、製造者などで、平成29年7月18日現在、計612者となっている。大阪税関資料「我が国の認定事業者(AEO: Authorized Economic Operator)制度」。

<sup>33</sup> Patricio Diaz Gavier & Luc Verhaeghe, supra note 19, at 319.

## V. 原産地申告

原産地申告は、インボイス、配達状または産品を確認するために十分詳細な産品についての記載を含むその他のいずれかの商業文書上に産品の原産地を記入したもので、輸出者によって作成される<sup>34</sup>。原産地申告は、次のような文言で記載されなければならない。

‘The exporter of the products covered by this document (costoms authorization No. …) declares that, except where otherwise clearly indicated, these products are of … preferential origin’.<sup>35</sup>

認定輸出者は自己の認定番号を記載しなければならない。輸出者は原産地申告に署名する必要はない。ただし、その場合、輸出者は、当該申告書について完全に責任を負うことを別途書面で受諾しなければならない<sup>36</sup>。原産地申告の文言は、大文字で、タイプ、押印、印刷または手書きすることができる<sup>37</sup>。

輸出者は、輸出産品が特惠待遇を享受するためのすべての要件を充足する場合にのみ、原産地申告を作成しなければならない。税関当局は原産地申告の正確さを検認しようとするので、輸出者は原産地申告を裏付けるすべての文書を保持しなければならない<sup>38</sup>(22条)。

輸出者自身が貨物を製造しない場合、または他社が製造した部品を使用する場合、輸出者は供給者申告を入手する必要がある。原産地申告と同様に、供給者申告は、商業的インボイスまたは貨物を確認するために十分詳細に当該貨物を記述するその他いずれかの商業的文書上に記入されなければならない。ただし、供給者申告は、輸出者が有効な原産地申告を作成することを免除するものではない。

輸出者は必ずしも原産地の専門家ではないため自己の産品の原産地の確定が困難となる場合があるが、そのような場合、税関当局が支援することができる。Patricio Diaz Gavier & Luc Verhaeghe によれば、EU では、輸出者は「拘束力のある原産地情報(binding origin information)」を申請することによって税関から支援を受け、原産地の決定さえ行ってもらうことができ、それによって原産地申告を作成することができるという。「拘束力ある原産地情報」は特惠待遇を付与するのに十分なものではないが、おそらく輸出貨物の原産地

---

<sup>34</sup> 議定書 15.1 条。

<sup>35</sup> 議定書の Annex III は、韓国および EU の公式言語で原産地申告の公式文章を規定している。

<sup>36</sup> 議定書 16.5 条。

<sup>37</sup> 議定書 16.4 条。

<sup>38</sup> 議定書 22 条。

を確定するための決定的な裏付け文書となる<sup>39</sup>。

原産地規則は産品の関税分類に依拠しているため、輸出者はまた、後に適用可能な原産地規則を確認するため、最初に適正な関税分類を決定するための支援を求めることもできる。その場合、輸出者は、税関に「拘束力ある関税情報」を要請することができる<sup>40</sup>。

ところで、上述のように、輸出者は、原産地申告を行うときに認定を受けなければならない。有効な原産地申告は認定を受けて初めて作成することができる。輸出者が産品の輸出後に認定輸出者の地位を獲得した場合でも、原産地申告は輸入国において受理されなければならない。

原産地申告はまた、時宜に応じたものでなければならない。通常、原産地申告は輸出の際に作成され、輸入者が直ちに特惠待遇を享受できるように、輸入の際に入手可能でなければならない。しかし、場合によっては、輸出者は輸出の時点で原産地申告を作成しなくともよい。輸出者が、輸出の時点でいまだ認定輸出者の地位を獲得していない場合がある。原産地申告は輸出後に作成することが可能であり、輸入後に税関に提出することも可能である。ただし、輸出者が原産地申告の作成時に認定輸出者であり、他のすべての要件が充足されていることを条件とする。その場合、非特惠の輸入関税は還付される。

EU では、輸入の日から 2 年以内に韓国の原産地申告が提出されれば特惠が遡及的に適用される。韓国では、EU の原産地申告が 1 年以内に提出されなければならない<sup>41</sup>。このような遡及的な作成を認めるのは、認定輸出者の地位を獲得するのに時間を要するという認識が存在するからである。しかし、韓国産品は、EU 産品よりも特惠関税待遇を与えられる期間が長いことになる。このため欧州委員会は、加盟国に対し認定輸出者制度を創設するにあたって EU 産品についてのより短い時間的枠組みを考慮に入れるよう要請した<sup>42</sup>。

さらに、原産地申告には発行の日から 12 ヶ月という有効期間があり、その期間内に税関に提出されなければならない<sup>43</sup>。ただし、2 つ例外が存在する。第 1 に、例外的事情が存在する場合には税関は 12 ヶ月の期限を徒過した原産地申告を受理することができる<sup>44</sup>。「例外的事情」は定義されていないが、FTA の文脈では、一般的に輸出者またはその代理人の支配の及ばない事情で、稀にしか発生せず、かつ輸入国税関当局が産品の原産地を検認する能力を害さないものを意味するとされる<sup>45</sup>。輸入者が立証責任を負うが、実際上その立証は困難であろう。第 2 に、原産地申告の有効期間内に当該貨物が税関に提示される

---

<sup>39</sup> Patricio Diaz Gavier & Luc Verhaeghe, *supra* note 19, at 320.

<sup>40</sup> *Id.*

<sup>41</sup> 議定書 16.6 条。韓国国内法は 1 年以内と定める。

<sup>42</sup> Patricio Diaz Gavier & Luc Verhaeghe, *supra* note 19, at 320.

<sup>43</sup> 議定書 18.1 条。

<sup>44</sup> 議定書 18.2 条。

<sup>45</sup> Patricio Diaz Gavier & Luc Verhaeghe, *supra* note 19, at 321.

場合には、税関は、有効期限が徒過した原産地申告を受理することができる<sup>46</sup>。議定書 18.2 条および 18.3 条における「できる(may)」は、税関当局が有効期限の切れた原産地申告を受理するかどうかについて一定の裁量権を有することを意味する。ただし、例外の適用には、16.6 条の制約があり、有効期限が切れた原産地証明が受理されるためには、EU では輸入の日から 2 年以内に、また韓国では 1 年以内に提出されなければならない。有効な原産地証明は輸入の際に特惠待遇を請求するために要求されるが、EU および韓国は、原産地申告が実際に税関に提出されなければならないのか、または単に税関に対して入手可能な状態に保持しておけば足りるのかを決定する自由を有する<sup>47</sup>。

## VI. 認定利用の監視

認定輸出者の地位の認定には通常期限の定めがない。認定輸出者の法令順守を維持するため税関当局は認定輸出者による認定の利用を監視する<sup>48</sup>。実際には、税関当局は輸出者のために監査計画を作成する。税関当局は法令を遵守しない認定輸出者に認定を取り消すことができる<sup>49</sup>。しかし、韓欧 FTA は将来の申請に対する取消しの効果を規定していない。取消しに先立ち、認定輸出者は暫定的な停止期間中に問題の是正機会を与えられなければならない。さらに、取消しは将来に向けて行われ、取消しの日以後に作成された原産地申告は無効となる。輸出者は、取消しの原因となった事態を改善したことを当局に証明する場合には認定輸出者の地位を再取得することができる。関税特惠待遇を享受するため、認定輸出者が故意または過失により誤った原産地申告または裏付け文書を作成した場合には、取消しは罰則を伴い<sup>50</sup>、認定輸出者の地位の回復はより困難となる<sup>51</sup>。

## VII. 原産地の検認と相互援助

### 1. リスクに基づく検認

税関当局はあらゆる関税申告およびその中の原産地決定の正確さを含む個別事項を規制する権限を有するが、限られた資源のために実際には限界がある。さらに、そのような権限行使は、関税手続の過度の遅延を招くことになる。EU 税関当局は、現在はリスク管理

---

<sup>46</sup> 議定書 18.3 条。

<sup>47</sup> 議定書 19 条。

<sup>48</sup> 議定書 17.4 条。

<sup>49</sup> 議定書 17.5 条。

<sup>50</sup> 議定書 29 条。

<sup>51</sup> Patricio Diaz Gavier & Luc Verhaeghe, *supra* note 19, at 321.

のための自動化された制度を導入している<sup>52</sup>。リスク管理は、輸入国の税関当局が規制を改善し、税関資源のより効率的な配分を行うことを可能にするものである。したがって、検認は、輸入国の税関当局が製品の原産地申告の真正性(authenticity)に合理的な疑いを抱く場合に、または任意に(at random)実施される<sup>53</sup>。疑いは、貨物の輸入の際に、またはその後の通関後の検認(post-clearance verification)の際に生じることがある。税関当局が貨物の特惠原産地に言及する関税申告を輸入の際に受理したという事実は、原産地申告が有効であるという正当な期待を生じさせるものではなく、通関後の「関税回復措置(duty-recovery)」<sup>54</sup>を妨げない。ほとんどの検認は、書面による証拠に基づき、訪問検認はかなり例外的である。

## 2. 権限分担

韓欧 FTA は、検認に関して明確な権限分担を規定する。輸入国税関当局は、検認の実施を輸出国に要請しなければならない、かつたとえ同意しない場合でも輸出国の認定に拘束される。行政協力体制は輸出入国当局間の相互信頼と責任分担体制に基づくものである。輸出国税関当局だけが、当該貨物が自国の原産であり原産地申告が真正であるかどうかを決定する権限を有する。輸入国税関当局は、たとえば製品の真の原産地について合理的な疑いを有する場合でも、一方的に原産地申告を拒絶することはできない。むしろ、輸入国にとって唯一可能な方法は、輸出国の税関当局に事後の原産地の検認を依頼することである<sup>55</sup>。したがって、輸入国の税関当局は、輸出国の税関当局が当該貨物は輸出国の原産品ではないという決定を行わない限り、原産地を理由として特惠待遇を拒否することはできない。さらに、韓国と EU は、輸入の際には、原産地申告だけで十分であり、輸出者に対して製品の原産地を裏付ける他の文書や認定輸出者としての地位を認定する文書を要求しないことを合意している<sup>56</sup>。

他方で、輸出国税関当局は、当局が定める合理的な期間内に、製品が実際に特惠対象品であることの証拠の提出を輸出者に命じ、場合によっては、訪問調査を行う。そのために、輸出者は、原産地申告の写しと貨物の原産性とその他の要件の充足を証明する文書を保持しなければならない<sup>57</sup>。検認を要求した輸入国の税関当局は、最大で 10 ヶ月以内に検認結果を通知される。10 ヶ月以内に回答がない場合、または回答が十分明確な情報を含まない

---

<sup>52</sup> EU 関税法 13 条。

<sup>53</sup> 議定書 27.2 条。

<sup>54</sup> 日本関税法 7 条の 16 にいう「更正」に近いと思われる。

<sup>55</sup> 議定書 27.3 条および 27.4 条。

<sup>56</sup> Patricio Diaz Gavier & Luc Verhaeghe, *supra* note 19, at 322.

<sup>57</sup> 議定書 16.3 条。

場合には、輸入国税関当局は、特惠待遇の許与を拒絶しなければならない<sup>58</sup>。輸入国税関当局は、一般的に検認結果に拘束される。輸入国は輸出国の決定の合法性の再審査や異議申立ての権利を持たない。検認手続をもっぱら輸出国の権限として分担するのは、輸出国に検認のための証拠や裏付けとなる情報が所在することから合理的であるといえるが、さらに、輸入国による保護主義的な権限濫用を防止する意義も有するといえるであろう。検認手続に関連して両国の税関当局間に紛争が発生する場合、または本 FTA の規定の解釈について紛争が発生する場合、それらの紛争は合同の関税委員会に付託される<sup>59</sup>。

### 3. 輸入者の関税支払義務

EU では、特惠原産地が認定されない場合、たとえその原因が輸出者に帰す場合でも、輸入者が関税を支払わなければならない。輸出者は関税債務者ではない。Patricio Diaz Gavier & Luc Verhaeghe によれば、このことは次のような考慮に基づく。すなわち、EU は、韓国の供給者の違法行為の結果生じた不利益を負担すべきではないこと、輸入者は、違法行為者に補償を請求することができること、規則を熟知する賢明な輸入者は、通常取引リスクとみなし、受け入れた市場に固有のリスクを評価することができなければならないことである。輸入者は常に賢明でなければならず、かつ「信義誠実」に依拠して救済されるべきではない。これに関連し、欧州司法裁判所も、もし輸入者の責任を解除するのに信義誠実が十分であるとすると、輸出者が提供した情報の正確さや輸出者の信義誠実を検証することを輸入者が差し控える誘因となることが懸念されると述べているという。Gavier & Luc Verhaeghe は、結局、場合によっては不当でありうるが、輸入者の責任は、支払われるべき関税が EU それ自体の資産の一部であり、したがって不可欠のものであり、税関当局が回復すべきものだからであると述べている。このような場合、輸入者は、輸出者から原産地性の否認から生じた輸入者による関税の支払いが償還されるべきであるとする契約上の保証を取得しておくべきとされる<sup>60</sup>。

## VIII. おわりに

韓欧 FTA は、少額の貨物の場合を除き、原産地申告をもっぱら認定輸出者にのみ許容する先端的な自己証明制度を採用している。制度的には、事後の検認手続が輸出国に任せられ、輸入国は原則として異議を唱えることができない権限分担の仕組みが注目されよう。本稿では、この制度の実態分析を、言語上の資料の制約から、主に EU 側の状況を中心に

<sup>58</sup> 議定書 26.7 条および 27.7 条。

<sup>59</sup> Patricio Diaz Gavier & Luc Verhaeghe, *supra* note 19, at 324.

<sup>60</sup> *Id.*

行った。EU では、FTA 特恵利用率を高めるために様々な制度的枠組みと支援が用意されている。大枠合意がなされた日欧 FTA においても、同様の認定輸出者自己証明制度が採用されるとすれば、本稿での実態分析は、我が国の制度設計において一定の示唆を与えるものとなるであろう。韓国側の実施状況については、十分な分析ができなかったが、少なくとも FTA 特恵利用率は EU より相当に高い水準にあり、韓国側の認定輸出者自己証明制度の利用は活発であることが推測される。そしてそれは、韓国政府や税関当局の中小企業を含む輸出者への様々な支援策が功を奏していることを裏付けるものであろう。

【資料】

## 韓欧 FTA

### PROTOCOL CONCERNING THE DEFINITION OF ‘ORIGINATING PRODUCTS’ AND METHODS OF ADMINISTRATIVE COOPERATION

.....

#### TITLE V PROOF OF ORIGIN

##### Article 13: Direct Transport

1. The preferential treatment provided for under this Agreement applies only to products, satisfying the requirements of this Protocol, which are transported directly between the Parties. However, products constituting one single consignment may be transported through other territories with, should the occasion arise, trans-shipment or temporary warehousing in such territories, provided that they are not released for free circulation in the country of transit or warehousing and do not undergo operations other than unloading, reloading or any operation designed to preserve them in good condition.

2. Evidence that the conditions set out in paragraph 1 have been fulfilled shall be supplied to the customs authority, in accordance with the procedures applicable in the importing Party, by the production of: [...]

#### ARTICLE 15: GENERAL REQUIREMENTS

1. Products originating in the EU Party shall, on importation into Korea and products originating in Korea shall, on importation into the EU Party benefit from preferential tariff treatment of this Agreement on the basis of a declaration, subsequently referred to as the “origin declaration”, given by the exporter on an invoice, a delivery note or any other commercial document which describes the products concerned in sufficient detail to enable them to be identified. The texts of the origin declarations appear in Annex III.

2. Notwithstanding paragraph 1, originating products within the meaning of this Protocol shall, in the cases specified in Article 21, benefit from preferential tariff treatment of this Agreement without it being necessary to submit any of the documents referred to in paragraph 1.

#### ARTICLE 16: CONDITIONS FOR MAKING OUT AN ORIGIN DECLARATION

1. An origin declaration as referred to in Article 15.1 of this Protocol may be made out:

1. (a) by an approved exporter within the meaning of Article 17; or
2. (b) by any exporter for any consignment consisting of one or more packages containing originating products whose total value does not exceed 6,000 euros.

2. Without prejudice to paragraph 3, an origin declaration may be made out if the products concerned can be considered as products originating in the EU Party or in Korea and fulfil the other requirements of this Protocol.

3. The exporter making out an origin declaration shall be prepared to submit at any time, at the request of the customs authorities of the exporting Party, all appropriate documents proving the originating status of the products concerned including statements from the suppliers or producers in accordance with domestic legislation as well as the fulfilment of the other requirements of this Protocol.

4. An origin declaration shall be made out by the exporter by typing, stamping or printing on the invoice, the delivery note or another commercial document, the text which appears in Annex III, using one of the linguistic versions set out in that Annex and in accordance with the legislation of the exporting Party. If the declaration is handwritten, it shall be written in ink in capital characters.

5. Origin declarations shall bear the original signature of the exporter in manuscript. However, an approved exporter within the meaning of Article 17 shall not be required to sign such declarations provided that he gives the customs authorities of the exporting Party a written undertaking that he accepts full responsibility for any origin declaration which identifies him as if it had been signed in manuscript by him.

6. An origin declaration may be made out by the exporter when the products to which it relates are exported, or after exportation on condition that it is presented in the

importing Party no longer than two years or the period specified in the legislation of the importing Party after the importation of the products to which it relates.

#### ARTICLE 17: APPROVED EXPORTER

1. The customs authorities of the exporting Party may authorise any exporter, (hereinafter referred to as “approved exporter”), who exports products under this Agreement to make out origin declarations irrespective of the value of the products concerned in accordance with appropriate conditions in the respective laws and regulations of the exporting Party. An exporter seeking such authorisation must offer to the satisfaction of the customs authorities all guarantees necessary to verify the originating status of the products as well as the fulfilment of the other requirements of this Protocol.
2. The customs authorities may grant the status of approved exporter subject to any conditions which they consider appropriate.
3. The customs authorities shall grant to the approved exporter a customs authorisation number which shall appear on the origin declaration.
4. The customs authorities shall monitor the use of the authorisation by the approved exporter.
5. The customs authorities may withdraw the authorisation at any time. They shall do so where the approved exporter no longer offers the guarantees referred to in paragraph 1, no longer fulfils the conditions referred to in paragraph 2 or otherwise makes an incorrect use of the authorisation.

#### ARTICLE 18: VALIDITY OF PROOF OF ORIGIN

1. A proof of origin shall be valid for 12 months from the date of issue in the exporting Party, and preferential tariff treatment shall be claimed within the said period to the customs authorities of the importing Party.
2. Proofs of origin which are submitted to the customs authorities of the importing Party after the final date for presentation specified in paragraph 1 may be accepted for the purpose of preferential tariff treatment in accordance with the respective laws and

regulations of the importing Party, where the failure to submit these documents by the final date set is due to exceptional circumstances.

3. In cases of belated presentation other than those of paragraph 2, the customs authorities of the importing Party may accept the proofs of origin in accordance with the procedures of the Parties where the products have been presented before the said final date.

**ARTICLE 19: CLAIMS FOR PREFERENTIAL TARIFF TREATMENT AND SUBMISSION OF PROOF OF ORIGIN**

For the purpose of claiming preferential tariff treatment, proofs of origin shall, if required by the laws and regulations of the importing Party, be submitted to the customs authorities of the importing Party. The said authorities may require a translation of a proof of origin and may also require the import declaration to be accompanied by a statement from the importer to the effect that the products meet the conditions required for the application of this Agreement.

.....

## 翻訳『FTA 活用企業の必須ガイド Business Model 40』

韓国語、関税庁、2015 年 7 月

金 勁佑

FTA 執行機関である関税庁は、韓国企業が難しい原産地基準などをよく理解して FTA を最大限に活用できるように、各企業の特徴に合った「1:1 カスタム・メード・コンサルティング」を提供し、中小企業向けの「原産地管理システム (FTA-PASS)」の開発及び普及、FTA 活用事例の伝搬などを通じて中小企業支援活動を多様に展開している。

本書は、2009 年から発生した FTA 活用事例の中から、中小企業が FTA をうまく活用して、輸出増大をもたらした事例、検認にうまく対応した事例など、有意義な内容をもつ 40 個のモデルをグループ化して Business Model として発刊したものである。また、FTA を活用していない企業がベンチマーキングして、すぐに活用できるように、モデルごとに生々しい現場事例も含んでいる。

本書は、大きく 4 つのカテゴリーに分類し、40 個の Business Model を説明している。本報告書では、それぞれのカテゴリーごとに主要モデルを一つずつ選別し、モデル別の特性と実際のケーススタディに対する内容を翻訳した。本書の 4 つのカテゴリーは、章別に以下のような内容である。

第 1 章 産業・協定特化型

第 2 章 原産地管理の効率化型

第 3 章 原産地規定活用型

第 4 章 民・管協力型

### I. 産業・協定特化型

#### モデル 04 地域特化産業 FTA 輸出型モデル

##### 01 概要

- 衰退している地域特化産業が FTA を活用して、再跳躍の機会を設けることができることを示すモデル
- FTA の利点が特定の地域に限定されず、各地域の競争力のある物品の輸出を積極的に支援

し、地域所得の創出と雇用拡大を確保。

## 02 ビジネスモデル

▪ 地域産業の現況分析→比較優位産業の抽出→特化事業の設定→地方政府と税関の全方位的支援を通じた地域特化産業を育成して、FTA 締約国への輸出を増大させ、地域経済の発展及び所得創出の基盤づくりを行う。

- 地域特化物品の輸出増加から地域経済の発展及び雇用創出効果が発生。

- 国内の各地域の特性に合った差別化された物品で、国内メーカー間の競争が必要ない、いわゆる「ブルーオーシャン」戦略が可能。

## 03 活用及び普及の分野

- 特定の産業が密集した地域

## ケーススタディ

### 韓-米 FTA は、米国市場への進出の足がかり

#### 1. 企業及び製品の紹介

▪ R 社は、すでに大型の眼鏡メーカーが掌握している国内市場より広い海外市場を狙って設立した若い企業で、眼鏡業界では珍しく、国際競争力を備えた独自のブランドを開発し、アジア、ヨーロッパ、アメリカなど全世界 20 余国に輸出している。

- 製品紹介：眼鏡フレーム（HS9003）

- 眼鏡フレームは、眼鏡に使用される装着具と部分品と一緒に分類され、一般的に卑金属製・貴金属製・貴金属を着させた金属製・プラスチック製・亀甲製又は真珠母貝殻製のものがある。

#### 2. FTA 活用前の状況

- 国内の巨大眼鏡ブランドに押されて内需市場拡大に限界がある。
- 国家ブランドの認知度の弱さで、日本、台湾、香港など東アジアに限られた輸出

#### 3. 障害要素

- 眼鏡フレームの実行関税率が低く、メガネ業界の全体が FTA について無関心

\* EU：2.2%、米国：2.5%の実行関税率

▪ 部分品と完成品の HS4 桁は同一(HS9003)、原材料価格及び人件費の上昇で部品メーカーの中国への移転などで原産地基準を満たすのが困難

① 韓 - EU FTA：CTH 又は MC45%\*

② 韓 - 米 FTA : CTS (HS9003.90 を除く) 又は BU35%、又は BD45%

#### 4. 克服方案

- 製品の信頼性向上のための QR コードを活用してブランドの付加価値が上昇。
  - ・ 原産国履歴の確認が可能なように眼鏡フレームの BRIDGE 部分に QR コードを挿入。
  - ・ 原産国基準を満たすための問題解決 (税番変更基準の代わりに付加価値基準の適用)
- 中国内の人件費の上昇から起因する問題を解決するために、独自の生産工場運営で原材料の 90%を国産化。
  - ・ 原産国決定基準を満たすための問題解決 (税番変更基準)。
- 大邱税関及び専門 FTA コンサルタントを活用した FTA 情報習得及び原産地の学習。

#### 5 活用効果

- 韓 - EU FTA 発効 5 ヶ月ぶりに EU 地域の輸出国 5 倍拡大 (1 個→5 個)
- 韓 - 米 FTA 発効 3 ヶ月ぶりに輸出額 2.5 億ウォン増加
  - \*2011 年の対米輸出額 0 ウォン→2012 年 FTA 発効以降 3 ヶ月で 2.5 億ウォン
- 内需を越えて、世界 20 カ国以上に輸出する代表的眼鏡輸出企業へ成長

#### 6 示唆点

- 「米国の大型店の国内市場への進入による眼鏡産業の衰退」という韓 - 米 FTA に対する否定的な視点を持ったほとんどの国内眼鏡メーカーとは異なり、「FTA を活用した積極的マーケティング」を通じて輸出市場を拡大する成果を導出。

## II. 原産地管理の効率化型

### モデル 25 原産地検認を活用した FTA 学習モデル

#### 01 概要

- 輸出物品の原産地検認を通じて原産地管理にエラーが検出された業者が、継続的な FTA の輸出のために活用できるモデル

#### 02 ビジネスモデル

- FTA 活用前の事前検認を活用して、正確な原産地判定及び管理診断で FTA 適用エラーを最小化。
- 事後検認による原産地管理のエラーを補完し、学習の機会として活用。

### 03 活用及び拡散の分野

- すべての産業分野及び FTA
- 特に、被検認業者は、積極的に活用する必要あり。

#### ケーススタディ

#### 原産地検認を通じた原産地管理の認識転換

##### 1. 企業及び製品の紹介

- Y 社は、1998 年に設立された企業で、ゼラチン及びコラーゲンを専門に生産して輸出する企業として、ヨーロッパから品質認証を取得し、年間 1000 万ドルの輸出を記録している企業。

##### 2. 活用前の状況

- ヨーロッパ、アメリカ、タイなどに年間 1000 万ドル規模の輸出をしつつも、輸出物品の原産地決定基準、品目分類、原産地証明書の発給の留意事項などは無視。
- 原産地管理人材不足で、品質認証及び技術開発のみに力を集中。

##### 3. 障害要素

- 原産地証明書上の輸出物品であるコラーゲンの品目分類の正確性について、タイ関税当局とバイヤー側が問題を提起。
- ソウル税関の原産地検認によって原産地証明書上の輸出物品であるコラーゲンの品目分類を企業が任意に決定した事実を確認。

##### 4. 克服方案

- 税関の原産地検認が行われている間に、会社全体の輸出品目に対する品目分類の適正性、生産工程、FTA 原産地基準の充足などの総合点検を実施。
- 検認過程で FTA 活用の留意事項や他の協定に対する検認対応を準備することができるようにコンサルティングを並行して実施。
- 検認過程で用意された原産地証明書類と税関の支援を受けて、輸出物品の HS 番号確定に至るまでに解決された点を 100%活用して、韓-EU FTA の認証輸出者の取得を一発で解決。

##### 5. 活用効果

- EU、米国への輸出時、品目分類のエラーを事前防止し、韓 - アセアン検認対応が米国、EU の原産地検認対応力も同時に向上させる効果が発生。
- 韓 - 米 FTA の原産地証明書も自信を持って発行するようになり、対米輸出が増大。

## 6. 示唆点

- 一度の検認で輸出業者全体の FTA 活用コンサルティングを並行。
- 品目分類の重要性と FTA 原産地に対する企業の認識転換を実現。

## III. 原産地規定活用型

### モデル 32 中間財の規定活用 モデル

#### 01 概要

- 韓国の場合、原材料を輸入して国内で加工して、中間財として使用する加工貿易が発達するにつれて、中間財の規定を活用して FTA 活用を向上させることを可能とするモデル
- 中間財の規定に対する輸出企業と協力会社の理解の不足などで原産地決定基準を充足すかどうかの判断に同規定を適切に活用していない場合が発生。

#### 02 ビジネスモデル

- 付加価値基準を適用して原産地を判定するとき、充足／不充足時に適用。
- 域外産の材料費を域内産の付加価値に含めることができ、原産地基準の充足が容易になる。

#### 03 活用と普及の分野

- すべての産業分野及び中間財適用 FTA

#### ケーススタディ

##### 中間財活用で韓-EU FTA 原産地規定を克服

#### 1. 企業及び製品の紹介

- D 社は、DVR（デジタルビデオレコーダー）を製造し、主にヨーロッパ、アメリカに輸出する中小企業

#### 2. FTA 活用状況

##### (1) FTA 活用時の障害要因

- 域外産の材料の使用比率が高いため、原産地基準充足には不十分と判断→FTA 活用放棄。
- FTA 原産地決定基準及び認証輸出者の申請手続等に対する理解不足。
- 多数の部品（200 余個）に対する品目分類の隘路。

##### (2) 活用過程(克服過程)

- FTA 活用の Total Consulting

認証前	郵便の発送、電話相談を通じた認証制度の広報
-----	-----------------------

	品目別の認証輸出者の認証申請手続きの案内 原産地決定基準の説明及び基準の未充足に対する解決策提示 域外産の材料の割合が高いため、原産地基準の不充足で認証放棄 200 余個の部品についての 3 度の検認に長時間を所要 原産地の材料と非原産地の材料を使用して、最終製品の生産者が直接生産した材料（＝中間財）の価格全体を原産地の材料費として認定可能
認証段階	輸出物品、原材料の価格算定方法の案内 原産地証明書、BOM など必要書類の作成方法の案内 原材料の品目分類についての意見提示 中間財の規定の適用による原産地基準の充足可能性をコンサルティング 原産国地位に影響を与える主な原材料を 3 度 2 わたって検討
認証後	原産地申告書の文案作成などの活用方法の案内 書類保管などの事後管理方法の案内

- 原産地認証認定輸出者指定で FTA 活用の基盤作り。
- 認定輸出者の準備で、全社的な原産地管理システムの整備、原産地管理能力の培養。
- 韓-EU 品目別原産地認証認定輸出者の地位獲得（2011.6.28）。

### 03 活用効果

- 韓-EU FTA 活用で関税削減・輸出増大の予想。
- 関税削減：年間約 7 万ドル（2010 年の当期純利益の 14%相当額）。
- 輸出増大：年間約 30 万ドル予想。
- FTA を活用した輸出競争力の強化を通じた新規海外市場の開拓などでグローバル市場競争で優位を確保。

### 4 示唆点

- 「FTA 貿易時代」への参入で FTA 活用は、企業生存のための必須要件であり、原産地専門家を活用して企業別の属性に合わせた FTA 活用戦略を策定。
- 付加価値基準の適用時に判定結果が微細な場合、「中間財」の規定を積極的に活用。

## IV. 民・管協力型

### モデル 36 関税庁「YES FTA」支援プログラムの活用 モデル

#### 01 概要

- FTA の活用方法及び原産地管理についての知識がなくて制度的な支援（コンサルティング）が必要な企業が活用できるモデル

## 02 ビジネスモデル

- 企業の FTA 活用段階に合わせて FTA 支援制度を積極的に活用。
- 税関の無料支援制度を活用することで、民間コンサルティング費用を削減。
- 原産地管理能力の向上によって FTA の利用率を向上させ、事後検証の対比が可能。

<例>原産地管理能力が不足している中小企業→原産地事前検認制度の活用

- FTA 活用予算が不足している中小企業→予算コンサルティング\*の活用
- 企業内の新規採用された原産地管理担当スタッフ→FTA 常設教育の受講

\* FTA コンサルティングが必要なメーカーに専門コンサルタントを連携・予算を支援する制度

## 03 活用及び拡散の分野

すべての産業分野及び FTA

### ケーススタディ

「YES FTA」の支援でコストは削減、輸出は増加。

#### 1. 企業及び製品の紹介

- B 社は、ポリウレタン素材のタイヤ鋳型（模型）を製作して供給している企業で、輸出品の製作過程は比較的単純だが、自体の加工プログラムの開発及良質のプログラマー養成を通じて差別化された技術力を保有。

#### 2. 活用前の状況

- B 社は、設立 1 年も経っていない新興企業であるが、タイヤ鋳型製作の分野に優れた技術とノウハウを保有しており、設立当時から国内市場より海外市場での販売を目的として、製品開発や販路の確保に力点。
- 継続的な海外マーケティング及びプロモーション戦略を通じ、中国、ルーマニアなど海外で輸出契約を締結。

#### 3. 障害要因

- 製品開発及び生産分野を除いた分野の経験・知識の不在でルーマニアのバイヤーから一韓-EU FTA 原産地申告書の要求に対応できず、輸出中断の危機。
- 輸出時の本品（鋳型）と一緒に輸出する予備部分品の追加分に対する締約国の検認に対する不安が存在。

#### 4. 克服方案

- YES FTA センターの全面的なコンサルティング支援。
  - 企業の原産地担当者と相談の実施 ▶FTA の概要及び活用の必要性を認識 ▶光州税関との予算コンサルティング連携 ▶コンサルティング完了。
  - コンサルティングと同時に韓-EU FTA の品目別の認定輸出者認証を行い、輸出に支障がないように支援。
- FTA の活用及び原産地証明書発給に関する苦情解決。
  - 企業の最も大きな負担であった原材料の品目分類問題を解決。
  - 部分品であっても本品とは別に輸出する又は数量が予備部分品の限度を超える場合に備えて、部分品に対する追加認証で事後検認にの対応。

#### 5. 活用効果

- 対ルーマニア輸出品に対する特惠関税の適用（関税引き下げ 2.7%→0%、2014.5 月以降、約 3,249USD 関税削減）及び韓-米 FTA の適用及び物品取扱手数料の削減で輸出市場の多様化に拍車。
- FTA 原産地管理業務に対する自信の獲得及び支障のない原産地管理でバイヤーの信頼度向上。
- 売上高の増加に応じて適期生産物品の供給のため、従業員 10 人を追加雇用（プログラマ 5 人、現場加工職員 5 人）。
  - ▶ 既存の従業員の数に比べ 29%の雇用増大（35 人→45 人）。
- 輸出品目の体系的な原産地管理を通じて FTA 原産地管理業務に自信獲得。
- 従来は、原産地管理が必要ない中国への輸出が大半を占めたが、FTA 原産地管理を可能することで、FTA 締結国である EU、北米への輸出市場を拡大。

#### 6. 示唆点

新生メーカーの場合、輸出手続きや FTA の知識が皆無で、コンサルティング、認定輸出者認証の支援など、税関の積極的な支援が必要。